

8

活性化情報誌



中小企業かごしま

2020 第782号

- 特集1 新型コロナウイルス関連の支援策
- 特集2 鹿児島県における中小企業組合の動向
- 特集3 特定地域づくり事業協同組合制度の概要
- 特集4 補助金申請システム「Jグランツ」のご案内



目次

特集1	新型コロナウイルス関連の支援策	1
特集2	鹿児島県における中小企業組合の動向	7
特集3	特定地域づくり事業協同組合制度の概要	27
特集4	補助金申請システム「Jグランツ」のご案内	39
	中小企業のためのIT導入のすすめ	44
	組合インタビュー	45
	★南日本新聞販売事業協同組合	
	元気を出そう！がんばれ中小企業	49
	★濱田酒造株式会社	
	中央会の動き・組合トピックス	55
	教えてぐりぶー！組合運営	57
	★第70回「組合員の脱退時期と賦課金納入の義務」について	
	組合運営のスペシャリストを目指そう！	58
	業界情報	59
	令和2年6月 情報連絡員報告	
	倒産概況	62
	令和2年7月 鹿児島県内企業倒産概況	
	中央会関連主要行事予定	63



新型コロナウイルス 関連の支援策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、多くの事業者が売上の減少等大きな影響を受けており、さまざまな支援策が講じられています。

特集1では、新たに詳細が公表された家賃支援給付金（新設）と持続化給付金（対象拡大）についてご案内しますので、ぜひご活用ください。

家賃支援給付金の創設（国）

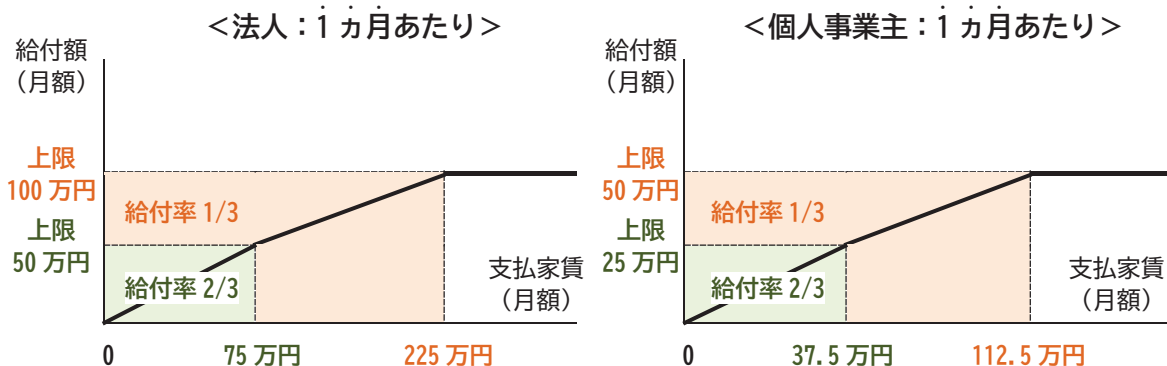
5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面するみなさまの事業の継続をささえるため、**地代・家賃（賃料など）の負担を軽減する給付金**を給付します。

法人・個人事業者ともに幅広く対象

- 法人は、資本金10億円未満の中堅企業、**中小企業、小規模事業者**を対象とし、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、**会社以外の法人も幅広く対象**としています。
また、個人事業者も、**フリーランスを含み**、幅広く対象としています。
- 5月～12月の売上高について、「1ヵ月で前年同月比**50%以上減少**」または、「連続する3ヵ月の合計で前年同期比**30%以上減少**」している事業者を対象としています。
※具体的な考え方は後述
- 自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料**を支払っている事業者を対象としています。

法人に最大600万円、個人事業主に最大300万円を一括支給

- 申請時の直近1ヵ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍が給付されます。



原則、電子申請のみの受付で2021年1月15日の24時が期限



■給付の対象外の方

中小法人等	個人事業者等
(1)すでに家賃支援給付金の給付を受けた方 (2)以下のいずれかにあてはまる方 ①国、法人税法別表第一に規定する公共法人 ②風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者 ③政治団体 ④宗教上の組織もしくは団体 など	(1)すでに家賃支援給付金の給付を受けた方 (2)以下のいずれかにあてはまる方 ①風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者 ②宗教上の組織もしくは団体 など

《参考》国、法人税法別表第一に規定する公共法人とは…

沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、港務局、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、水害予防組合、水害予防組合連合、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、地方独立行政法人、独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）、土地開発公社、土地改良区、土地改良区連合、土地地区画整理組合、日本下水道事業団、日本司法支援センター、日本中央競馬会、日本年金機構、日本放送協会

■売上減少の考え方

○いずれか1か月の売上が前年の同じ月と比較して50%以上減っているケース

算定式：2020年の特定の月の売上 ≤ 2019年の同じ月の売上 × 0.5 (50%)

2019年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	40	40	35	30	40	50	80	40	50	60	50	80



2020年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	40	40	35	20	16	30	35					

5月で比較すると『 $16 < 40 \times 0.5 = 20$ 』となっており、1か月の売上が50%以上減っているため、要件を満たします。

○連続する3か月の売上の合計が前年の同じ期間の売上の合計と比較して30%以上減っているケース

算定式：2020年の3か月の期間の売上の合計 ≤ 2019年の同じ期間の売上の合計 × 0.7 (70%)

2019年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	30	30	60	70	70	50	90	70	75	60	60	80



2020年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
売上(万円)	30	30	40	30	40	30	50					

5・6・7月のいずれか1か月で比較すると50%以上減っている月はありません。
 このような場合であっても、5～7月の連続する3か月の合計で比較すると『 $(40 + 30 + 50) = 120 < (70 + 50 + 90) \times 0.7 = 147$ 』となっており、連続する3か月の期間の売上の合計が30%以上減っているため、要件を満たします。

■給付額の算定の基礎となる契約・費用

	対 象	対象外
契約	<ul style="list-style-type: none"> ●賃貸借契約（土地・建物） <ul style="list-style-type: none"> ※賃貸借以外の形式により土地・建物を使用・収益する契約も給付の対象となる場合もありますが、確認に時間がかかることがあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●売買契約
費用	<ul style="list-style-type: none"> ●賃料 <ul style="list-style-type: none"> ※地代・家賃として税務申告しているなど、申請者自らの事業のために使用・収益する土地・建物の賃料が対象です。 ※住居兼事務所については、事業用の地代・家賃として税務申告している部分のみ、給付の対象となります。 ※賃料が売上に連動する場合も給付の対象となる場合があります。 ※消費税などを含みます。 ●共益費、管理費 <ul style="list-style-type: none"> ※共益費および管理費が、賃料について規定された契約書と別の契約書に規定されている場合は、給付額算定の基礎には含まれません。 ※消費税などを含みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●左記以外の費用・支出 <ul style="list-style-type: none"> ※契約書において、賃料とこれら以外の費用が項目ごとに区分されておらず、賃料として一括計上されている場合には、給付額の算定の基礎に含むことがあります。 (例) <ul style="list-style-type: none"> ・電気代、水道代、ガス代 ・減価償却費 ・保険料 ・修繕費 ・動産の賃借料、リース料 ・契約関連費用（更新費、礼金、解約違約金等） ・敷金、保証金 ・不動産ローン返済額 ・看板設置料 ・販売促進費 ・テナント会費

■給付額の算定根拠となる契約の期間

給付の対象となるには、以下のすべてにあてはまることが条件となります。

- ①2020年3月31日の時点で、有効な賃貸借契約があること
- ②申請日時点で、有効な賃貸借契約があること
- ③申請日より直前3か月間の賃料の支払いの実績があること

※2020年3月31日から申請日までの間に、引越し、再契約などした場合、添付する契約書などは、2020年3月31日時点で締結していたものと、申請日時点で有効なものの、2種類が必要となります。
 ※同期間内に、契約を更新された場合は、更新をしたことが分かる書類の添付が必要となります。

■給付額の算定根拠とならない契約

以下のいずれかにあてはまる契約は、賃貸借契約であっても、給付の根拠とならない契約のため、これらの賃料は給付額の算定には用いられません。

①転貸（又貸し）を目的とした取引

※賃借人（かりぬし）が借りている土地・建物の一部を第三者に転貸（又貸し）をした場合（一部転貸の場合）、転貸（又貸し）をせず自らが使用・収益する部分については、給付の対象となります。

②賃貸借契約の賃貸人（かしぬし）と賃借人（かりぬし）が実質的に同じ人物の取引（自己取引）

※賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の代表取締役である場合や、賃貸人（かしぬし）が賃借人（かりぬし）の議決権の過半数を有している場合など、会社法に規定する親会社等・子会社等の関係にある場合をさします。

③賃貸借契約の賃貸人（かしぬし）と賃借人（かりぬし）が配偶者または一親等以内の取引（親族間取引）

※賃貸人（かしぬし）と賃借人（かりぬし）が夫婦や親子である場合などをさします。



■中小法人等の場合の給付額の計算例

給付額は、申請日の直前1か月以内に支払った金額を算定の基礎とします。

○支払い賃料が75万円以下のケース（申請日が8月10日で8月分の支払いが完了）

2020年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃料(万円)	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20

【75万円以下の部分】賃料20万円×2/3×6=80万円……①

【75万円を超える部分】75万円を超えないため0円……②

①+②=80万円

○支払い賃料が75万円を超えるケース（申請日が8月10日で8月分の支払いが完了）

2020年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
賃料(万円)	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90

【75万円以下の部分】賃料75万円×2/3×6=300万円……①

【75万円を超える部分】賃料15万円×1/3×6=30万円……②

①+②=330万円



※複数月分の賃料をまとめて支払っている場合は、申請日の直前の支払いを1か月分に平均した金額を算定の基礎とします。

※2020年4月1日以降に賃料の変更があった場合は、2020年3月31日時点で有効な賃貸借契約書に記載されている1か月分の金額と比較し、低い金額を給付額の算定の基礎とします。

※賃料が売上高に連動している場合など、月ごとに変動する場合は、申請日の直前に1か月分として支払った賃料の金額と、2020年3月に賃料として支払った金額を比較し、低い金額を給付額の算定の基礎とします。

○賃料が安くなったケース（申請が8月）→7月の賃料を算定の基礎とする。

2020年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
賃料(万円)	40	40	40	30	30	30	30	30

○賃料が高くなったケース（申請が8月）→3月の賃料を算定の基礎とする。

2020年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
賃料(万円)	30	30	30	40	40	40	40	40

≪中小企業団体の共同施設を使用する組合員の家賃支援給付金の申請における取扱い≫

HOT NEWS

組合の共同施設を組合員が使用している工業団地などにおいては、賃貸借契約ではなく、総会において決議した賦課金や施設使用料を組合員が組合に対して実質賃料として支払っているケースがあります。

全国中小企業団体中央会は、このような賃貸借契約によらない場合であっても、家賃支援給付金の給付対象となる賃料等として扱うことが適当であることを示すガイドラインを策定し、令和2年7月22日に公表しました。

組合員の皆様で申請を希望される場合は、本会までお気軽にお問い合わせください。なお、ガイドラインの詳細は、経済産業省ホームページをご確認ください。

(https://www.meti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/guideline_youken.html)

本給付金に関するお問い合わせ先

【家賃支援給付金コールセンター】

TEL 0120-653-930 受付時間 8:30~19:00

※8月31日までは全日対応 ※9月1日以降は平日・日曜日対応（土曜日・祝日除く）

【申請の方法】

①家賃支援給付金ポータルサイト (<https://yachin-shien.go.jp/>) にアクセスします。



※申請は電子申請のみでの受付となっており、パソコン以外にもスマートフォンからでも申請できます。

②手続用ログイン ID とパスワードを登録します。

- 申請ボタンをクリックします。
- メールアドレスなどの情報を入力します。
- 登録したメールアドレスに届くメールの受信を確認します。
- 確認メールに記載のアドレスをクリックします。
- 手続用ログイン ID とパスワードを登録します。

③マイページから各種情報を入力し、必要書類（データ）を添付してください。

中小法人等	個人事業者等
<p>●申請にもちいる売上が減った月・期間と比較するすべての事業年度の確定申告書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書別表一の控え（1枚） ・法人事業概況説明書の控え（両面） <p>※売上が減った期間が複数事業年度にまたがる場合は、それぞれ比較する事業年度の確定申告書を添付すること</p> <p>※収受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていること</p> <p>※e-Taxにて確定申告をおこなっている方は受信通知を添付すること</p> <p>●申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理ソフトから抽出した売上データ ・表計算ソフトで作成した売上データ ・手書きの売上台帳のコピー <p>※2020年〇月と明確に記載されていること</p> <p>●賃貸借契約書の写し</p> <p>※ご自身の名義で契約されていること</p> <p>※2020年3月31日と申請日の両方で有効であること</p> <p>●直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写しなど <p>●給付金の振り込みをする口座情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人名義の口座通帳の表紙 ・法人名義の口座通帳をひらいた1・2ページ目の両方 <p>●自署の誓約書</p>	<p>●申請にもちいる売上が減った月・期間と比較する2019年分の確定申告書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年分確定申告書第一表の控え（1枚） ・月別売上の記入のある2019年分の所得税青色申告決算書の控えがある方は、その控え（2枚） <p>※確定申告書第一表の控えには、収受日付印の押印、または電子申告の日時・受付番号が記載されていること</p> <p>※e-Taxにて確定申告をおこなっている方は受信通知を添付すること</p> <p>●申請にもちいる売上が減った月・期間の売上台帳など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経理ソフトから抽出した売上データ ・表計算ソフトで作成した売上データ ・手書きの売上台帳のコピー <p>※2020年〇月と明確に記載されていること</p> <p>●賃貸借契約書の写し</p> <p>※ご自身の名義で契約されていること</p> <p>※2020年3月31日と申請日の両方で有効であること</p> <p>●直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行通帳の支払い実績がわかる部分の写しなど <p>●給付金の振り込みをする口座情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者本人名義の口座通帳の表紙 ・申請者本人名義の口座通帳をひらいた1・2ページ目の両方 <p>●自署の誓約書</p>

(注) 個人事業主等は、本人確認書類の写しも必要となります。

運転免許証（両面）、個人番号カード（オモテ面のみ）、写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）、在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書（両面）

※上記の書類がない場合は、以下のいずれかの組み合わせでかわりとすることができます。

住民票の写しおよびパスポートの両方、住民票の写しおよび各種健康保険証の両方

④給付通知書が発送され、ご登録の口座に入金されます。

申請に不備があった場合は、メールとマイページへの通知で連絡が入ります。



【ご自身で電子申請を行うことが困難な方】

家賃支援給付金の申請は家賃支援給付金ポータルサイトでの電子申請を基本としていますが、ご自身で電子申請をおこなうことが困難な方のために、申請サポート会場が開設されています。

《鹿児島県内の申請サポート会場》

- 鹿児島市 〒890-0053 鹿児島市中央町26-1南国アネックス3F TKP ガーデンシティ鹿児島中央「薩摩ホール」
- 霧島市 〒899-4201 鹿児島県霧島市霧島田口2703-5 Active Resorts 霧島「カトリア」
- 鹿屋市 〒898-0051 鹿児島県鹿屋市新川町600 鹿屋商工会議所「会議室2-1」
- 奄美市 〒894-0034 鹿児島県奄美市名瀬入舟町12-6 奄美商工会議所2F「会議室」
- 出水市 〒899-0208 鹿児島県出水市文化町351 ホテル泉國邸2F「黒鶴の間」

！！事前予約が必要です！！

【家賃支援給付金申請サポート会場 電話予約窓口】

TEL 0120-150-413 受付時間 9:00～18:00 (土日・祝日を含む)

※家賃支援給付金ポータルサイトからの予約を基本としていますが、インターネットを利用した予約が難しい方向けに電話予約も受け付けています。

持続化給付金の支援対象拡大 (国)

これまで対象となっていなかった事業者が新たに対象として追加されました。

■主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者 ※業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限る

【要件】

以下の要件を満たす事業者が対象となります。

- (1)雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入であって、雑所得・給与所得として計上されるものを主たる収入として得ており、今後も事業継続する意思がある。
- (2)今年の対象月の収入が過去の月平均収入と比べて50%以上減少している。
- (3)2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではない。

【必要書類】

申請時には、以下の書類を提出する必要があります。

- (1)前年分の確定申告書
- (2)今年の対象月の収入が分かる書類 (売上台帳等)
- (3)前年分の確定申告書の収入が、業務委託契約等の事業活動からであることを示す書類
 - ①業務委託等の契約書の写し又は契約があったことを示す申立書
 - ②支払者が発行した支払調書又は源泉徴収票
 - ③支払があったことを示す通帳の写し
 ※上記の中から2つを提出 (②の源泉徴収票の場合は、①との組合せが必須)
- (4)国民健康保険証の写し
- (5)振込先口座通帳の写し、本人確認書類の写し

■2020年1月～3月の間に創業した事業者

【要件】

創業月～3月の月平均収入と比べ、対象月の収入が50%以上減少している事業者が対象となります。

例) 今年2月に創業し、6月を対象月として申請する場合 ※対象月は4月以降から選択

1月	2月	3月	4月	5月	6月
—	40万円	60万円	30万円	30万円	20万円

2・3月の月平均50万円×50%＝25万円＞6月の売上20万円となり、6月を対象月とした場合、対象となります。

創業月から対象月までの各月の収入額は、税理士が確認した毎月の収入を証明する書類で確認します。

鹿児島県における 中小企業組合の動向

本会では、事業協同組合等の中小企業連携組織に対し、組合運営の円滑化や共同事業の活性化等を目的に各種支援を行っています。

組合の皆様到的確な支援を行っていくため、令和2年1月に組合の実態に関するアンケート調査を実施しました。

特集2では、本アンケートの集計結果をとりまとめましたので、組合運営の参考になれば幸いです。

ご協力いただきました組合の皆様方におかれましては、誠にありがとうございました。貴重な情報やご意見等をいただきましたことを重ねてお礼を申し上げます。

【調査概要】

○調査対象先

県内525組合 ※うち、回答数**368組合**（回答率**70.1%**）
（368組合の内訳）

事業協同組合	303	商店街振興組合	15
協同組合連合会	12	商店街振興組合連合会	2
協業組合	16	商工組合	13
企業組合	5	信用協同組合	2

○調査方法

調査票によるアンケート調査（郵送自記式調査）

○実施期間

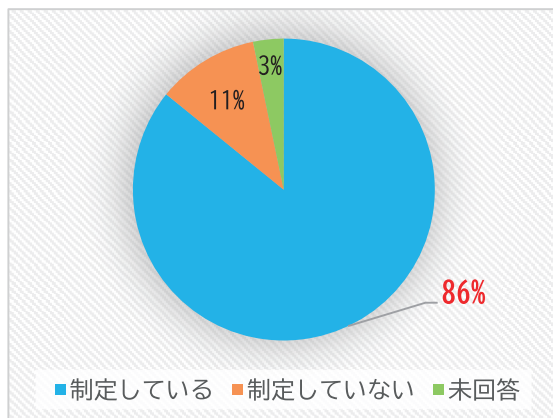
令和2年1月14日～2月14日

○調査基準日

令和2年1月1日現在

組合の現況に関する項目

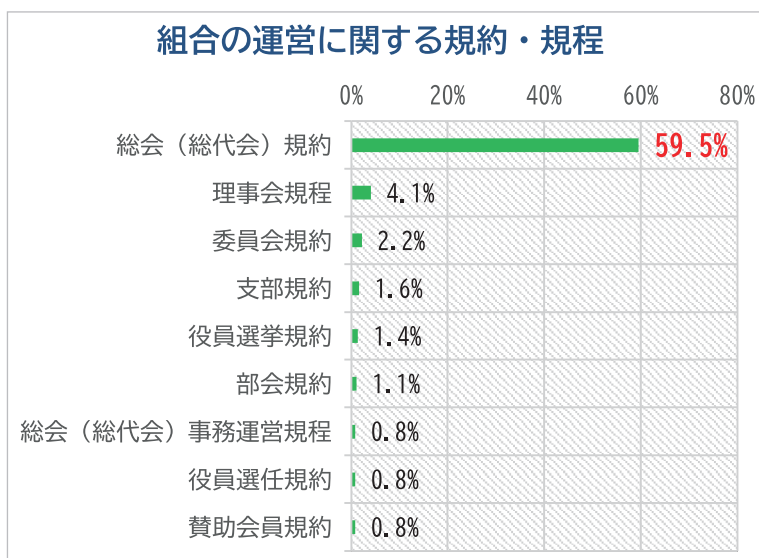
1. 貴組合では規約や規程を制定していますか。



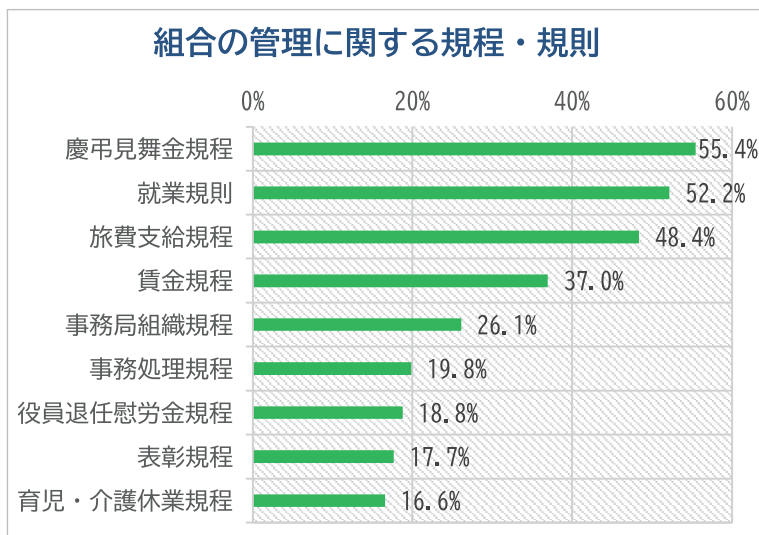
回答した8割を超える組合で、規約や規程が制定されています。規約や規程を制定することで定款に定められた事項の細目を明確化することができます。これにより、事業担当者や事務担当者は、有効な基準を持つことができ、適正な組合運営につながります。



2. 現在、貴組合で既に整備済みの規約・規程は、次のうちどれですか。(複数回答)



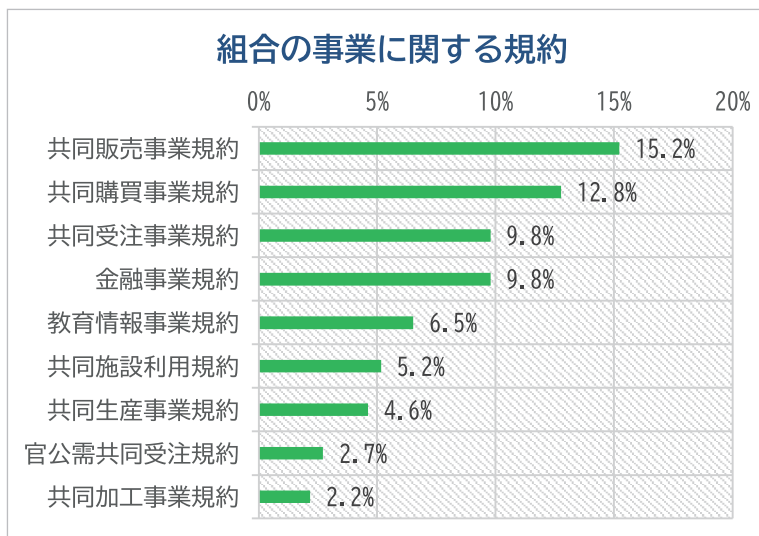
総会の議事運営に関しては、多くの組合が規約を制定し、総会の円滑な運営に努めています。役員選挙規約は、約1%の組合でしか制定されておらず、原則無記名投票によるものであることから投票用紙の様式や記入方法を定めておくことが望ましいです。



組合運営を担う事務局に関する定めは、規模によって必要性に差異があるものと想定されます。なお、就業規則や賃金規程に関しては、法令に即したのものになっているかを確認し、必要によって改善が求められます。

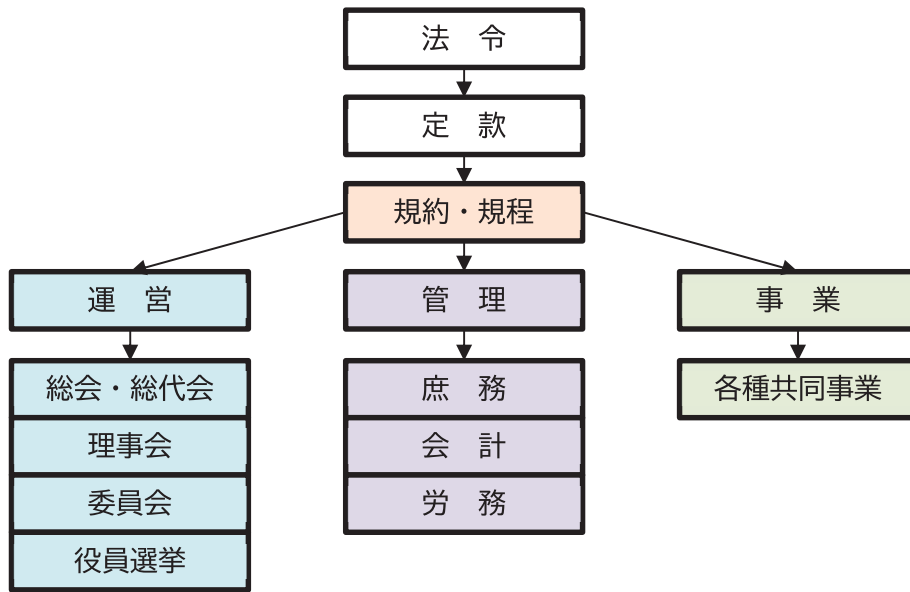
《参考》厚生労働省「モデル就業規則」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html

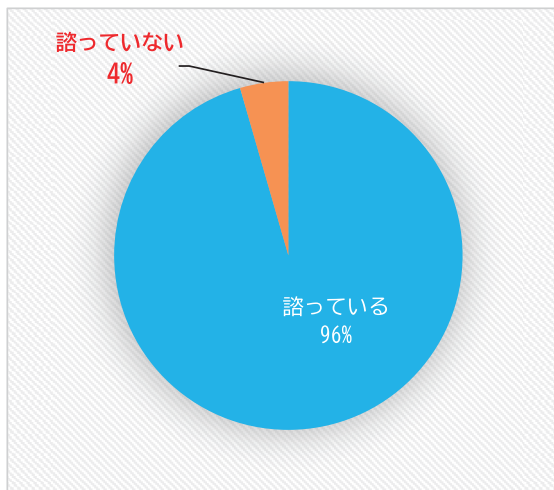


定款には、組合が実施する事業を規定していますが、具体的な進め方や各種条件等は規定されていません。事業利用にあたっての各種条件等が明確化されることで、組合員の事業利用が円滑なものとなります。

《組合の規約・規程系統一覽》



3. 規約の制定・変更は組合の総会（総代会）に、規程の制定・変更は理事会に諮っていますか。



少数ではあるものの、機関決定を経していないケースもあるようです。

規約・規程は、定款とは違い、行政庁の認可は不要ですが、規約は総会（総代会）、規程は理事会に諮る必要があります。規約と規程の大きな違いについては、次にお示ししたとおりです。定める事項に応じて、適正に機関決定を経るように注意が必要です。

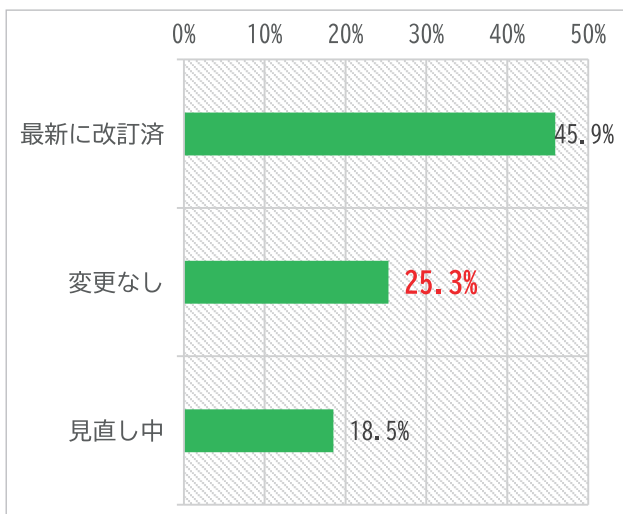
《規約と規程の違い》

	内容	議決機関	決定方法	定めるべき事項
規約	組合員を直接拘束するような事項について規定する ^(注)	総会 (総代会)	普通議決	●総会（総代会）に関する規定 ●業務の執行・会計に関する規定 ●役員に関する規定 ●組合員に関する規定 ●その他必要な事項 等
規程	組合の事務執行上に必要な事項について規定する	理事会	理事の過半数が出席し、その過半数で決する	●就業規則 ●事務処理規程 ●表彰規程 等

(注) たとえ「規程」「規則」として定めるものであっても、実質的に組合員を直接拘束するような事項について規定するものは、総会（総代会）に諮る必要があります。



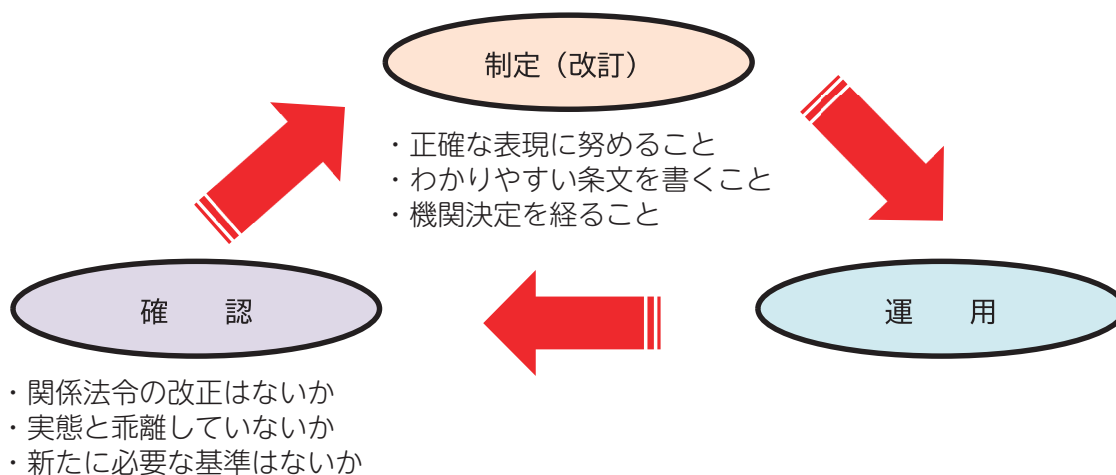
4. 貴組合で、規約・規程を制定してから見直しを行っていますか。(複数回答)



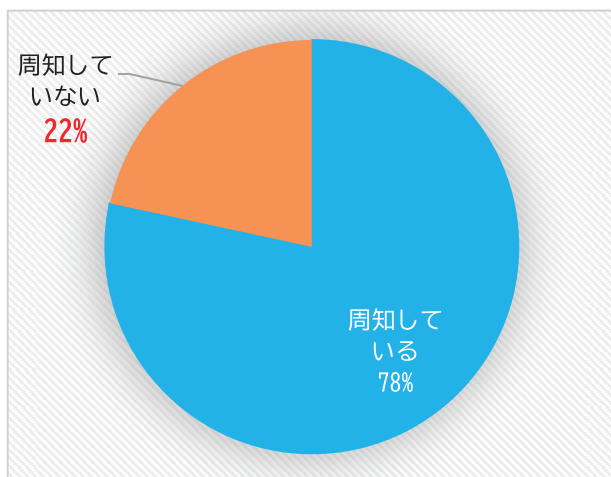
規約・規程は、定款の規定事項に比べてはるかに具体的な細部の事項にわたるものであり、事業の執行方法、機関の運営方法及びこれらの実務上の手続等を規定するものです。

したがって、組合運営上の具体的基準として実体そのものに即応することが強く要求されます。

《規約・規程の運用のイメージ》



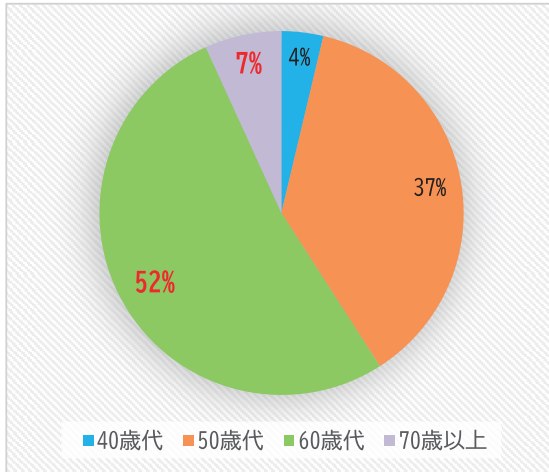
5. 組合員に最新の規約・規程を周知していますか。



約2割が周知していないという結果となりましたが、組合は、定款・規約を組合の各事務所に備え置き、組合員及び組合の債権者の閲覧謄写の求めに応じられるようにしておかなければなりません。規程も組合の事務執行上の基準となるものですので、併せて備え置いておくことが望ましいです。

事業承継に関する項目

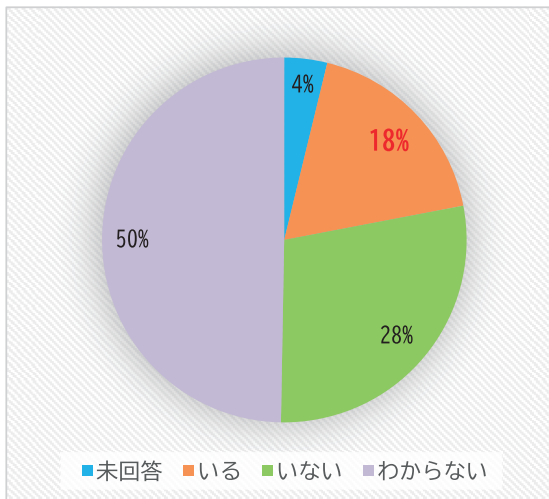
1. 組合員の代表者の平均年齢を教えてください。



組合員の代表者の平均年齢は、60歳以上が約6割を占める結果となりました。

2020年版中小企業白書によると、経営者の高齢化等を背景に年間4万者以上の企業が休廃業・解散しており、約6割が黒字企業とされています。中小企業の貴重な経営資源を次世代の経営者に引き継いでいくことがますます重要となっています。

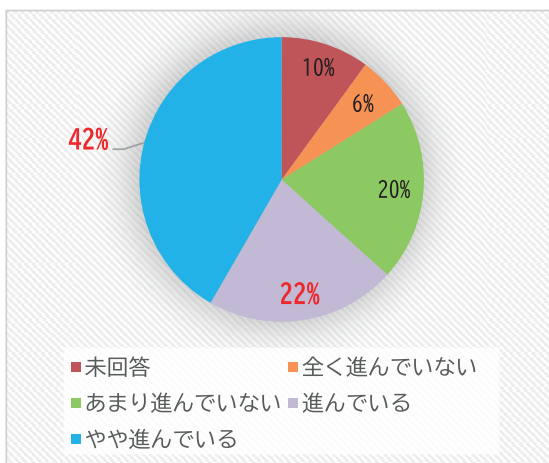
2. 親族以外への承継を検討している組合員はいますか。



親族以外への承継を検討している組合員は、全体の約2割にとどまりました。

2020年版中小企業白書によると、同族承継の割合が依然として多いものの、全体に占める割合は年々減少しており、内部昇格や外部招聘も増加傾向にあるなど、親族外承継が事業承継の有力な選択肢となりつつあります。

3. 組合員の事業承継は進んでいますか。



約6割が事業承継は「進んでいる」「やや進んでいる」と回答されました。

2017年版中小企業白書によると、後継者選定から後継者了承までに37%が3年超かかった、また2019年版では後継者決定から引継までに約半数が1年以上の時間をかけていることが示され、経営者が高齢になるほど時間的猶予は限られるため、早めの検討が重要となっています。



《事業承継関連施策》 参考資料：2020年版中小企業白書

■経営承継円滑化法に基づく総合支援

○遺留分に関する民法の特例

一定の要件を満たす会社事業後継者（親族外も対象）が、旧代表者の遺留分を有する推定相続人全員との合意及び所要の手続き（経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可）を受けることにより、以下の遺留分に関する民法の特例を受けることができます。

- ① 後継者に贈与した非上場株式等の価額を、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと（除外合意）
 - ② 後継者に贈与した非上場株式等の価額について、遺留分を算定するための財産の価額に参入すべき価額を合意時点における価額に固定すること（固定合意）
- ※2019年の経営承継円滑化法の改正により、個人事業者の事業用資産にまで対象が拡大されました（除外合意のみ）。

○金融支援

事業を承継した後継者及び今後事業を引き継ごうとしている個人に対し、事業承継に伴う資金需要（自社株式の買収資金や納税資金等）への支援や信用力低下による経営への影響を緩和するため、経済産業大臣による認定を前提として、①信用保証枠の実質的な拡大、②日本政策金融公庫等による貸付けを利用できます。

事業承継・集約・活性化支援資金制度の概要

貸付対象者	1. 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方 2. 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者の方、個人である中小企業者の方又は事業を営んでいない個人の方 3. 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方 4. 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む）と共に事業承継計画を策定している方 5. 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組を図る方（第二創業後または新たな取組後、おおむね5年以内の方）
貸付用途	事業の承継・集約に必要な設備資金および運転資金
貸付限度額	中小企業事業：7億2,000万円 国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）
貸付利率	基準利率、特別利率
貸付期間	設備資金：20年以内＜措置期間2年以内＞ 運転資金：7年以内（既存債務の返済を資金用途に含む場合については8年以内） ＜措置期間2年以内＞
取扱金融機関	(株)日本政策金融公庫（中小企業事業及び国民生活事業）

○事業承継税制

① 法人版事業承継税制

後継者が先代経営者から贈与・相続により取得した非上場株式等に課される贈与税・相続税について、納税を猶予又は免除する措置です。

2018年4月1日からの10年間限定の特例措置が創設され、従来の措置（一般措置）と比較すると主に次の点が拡充されました。

- ・対象株式数の上限を撤廃し、猶予割合を100%に拡大
- ・雇用要件を抜本的に見直し、5年平均8割の雇用維持が未達成でも猶予が継続可能
- ・対象者を拡大し、複数の株主から最大3名の後継者に対する承継も対象に
- ・経営環境の変化に対応した減免制度を導入

特例措置を活用するためには、2018年4月1日から5年以内に都道府県知事に対して特例承継計画を提出した上で、2027年12月31日までの10年間に実際に株式を後継者に承継する必要があります。

② 個人版事業承継税制

2019年4月1日から、個人事業者が事業用資産を後継者に贈与・相続した際に課される贈与税・相続税の納税を猶予又は免除する措置が創設されました。

法人版事業承継税制の特例措置と同様に、2019年4月1日からの10年間限定の特例措置であり、土地、建物、機械、器具備品等の幅広い事業用資産を対象として、100%納税猶予を受けることができます。

この制度の適用を受けるためには、2019年4月1日からの5年以内に都道府県知事に対して個人事業承継計画を提出した上で、2019年1月1日から2028年12月31日までに事業用資産を後継者に承継する必要があります。

なお、個人版事業承継税制は、事業用小規模宅地特例との選択制となっています。

事業承継税制の概要

	個人版事業承継税制（※）	法人版事業承継税制
税 制	相続税・贈与税の猶予・免除制度	相続税・贈与税の猶予・免除制度
期 間	2019年度からの10年間（2019年1月1日から2028年12月31日までに行われた贈与・相続が対象）	2018年度からの10年間（2018年1月1日から2027年12月31日までに行われた贈与・相続が対象）
猶予割合	100%	100%
対象資産	土地、建物、機械・器具備品等	非上場株式
要 件	・承継円滑化法に基づく認定 ・事業継続要件 等	・承継円滑化法に基づく認定 ・事業継続要件 等

※事業用小規模宅地特例との選択制



■事業引継ぎ支援センター

後継者不在等の理由により第三者に事業を引き継ぐ意向がある中小企業者と、他社から事業を譲り受けて事業の拡大を目指す中小企業者等からの相談を受け付け、マッチングの支援を行う専門機関が全都道府県に48か所設置されています。

○鹿児島県事業引継ぎ支援センター

住所：鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル13F

電話：099-225-9534

ウェブサイト：<https://shoukei.kagoshima.jp/>

■事業承継補助金

M&Aや親族内承継等を通じた事業承継を契機に、経営革新等に挑戦する中小企業に対し、設備投資・販路拡大等に必要な経費を支援するものです。

また、新規事業への参入を行う場合などには重点的に支援を行い、ベンチャー型事業承継・第二創業を後押ししています。

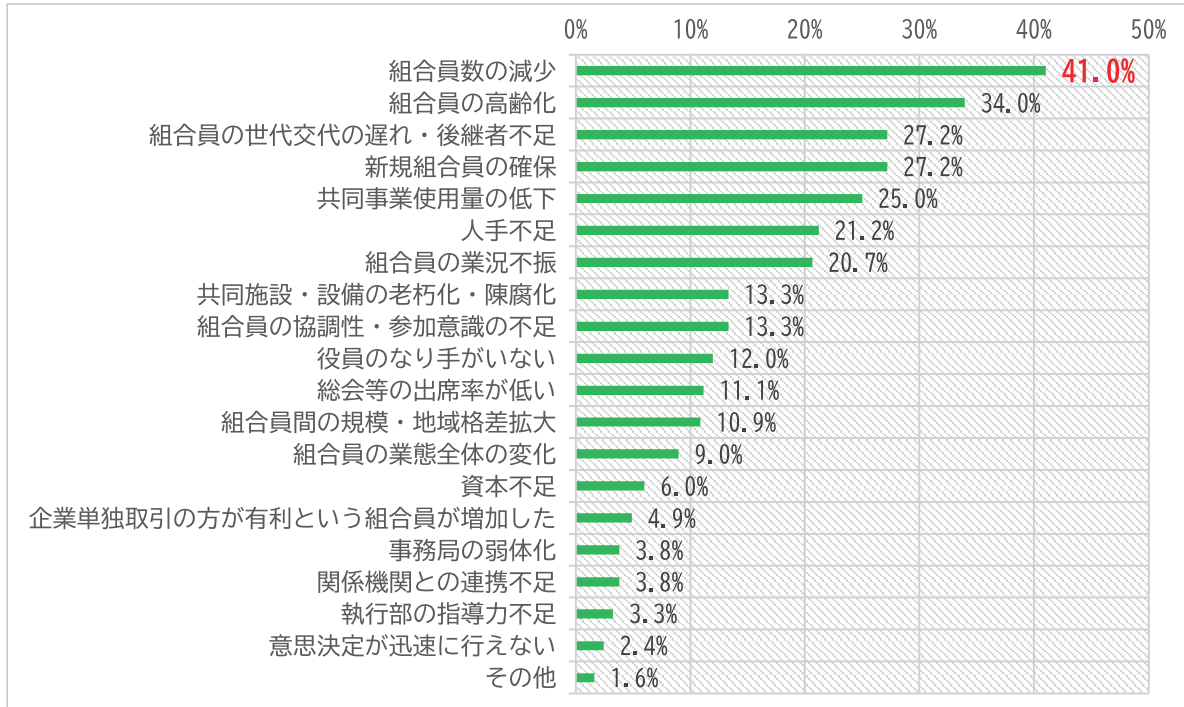
さらに、経営資源を譲り渡した事業者の廃業費用も補助しています。

事業承継補助金の概要

枠組		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合	合計
原則枠	経営者交代型	1/2	225万円	+225万円	450万円
	M&A型	1/2	450万円	+450万円	900万円
<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチャー型事業承継枠 新商品の開発・新サービスの提供等を実施 ・生産性向上枠 「経営革新計画」又は「先端設備導入計画」を提出 	経営者交代型	2/3	300万円	+300万円	600万円
	M&A型	2/3	600万円	+600万円	1,200万円

組合運営上の課題、希望する支援等に関する項目

1. 組合事業の実施や組合運営にあたり、どのような課題や障害がありますか。(複数回答)



回答した組合の約4割が「組合員数の減少」を組合の運営上の課題に挙げています。次いで多かった回答を見ると、「組合員の高齢化」「組合員の世代交代の遅れ・後継者不足」があり、組合員数減少の大きな要因のひとつになっているものと推測されます。

なお、「組合員の世代交代の遅れ・後継者不足」は、H29年度調査時（8.2%）から19ポイント増加しており、逼迫した課題となりつつあるようです。

また、共同事業使用量の低下も、H29年度調査時（6.5%）から18.5ポイント増加しており、新たな取り組みが求められています。令和元年度版中小企業組合白書では、中小企業組合の新たな方向性・可能性として、「攻め」と「守り」の両面での取り組みが紹介されています。

《中小企業組合の新たな方向性・可能性》 参考資料：令和元年度版中小企業組合白書

■ 「攻め」の取り組み

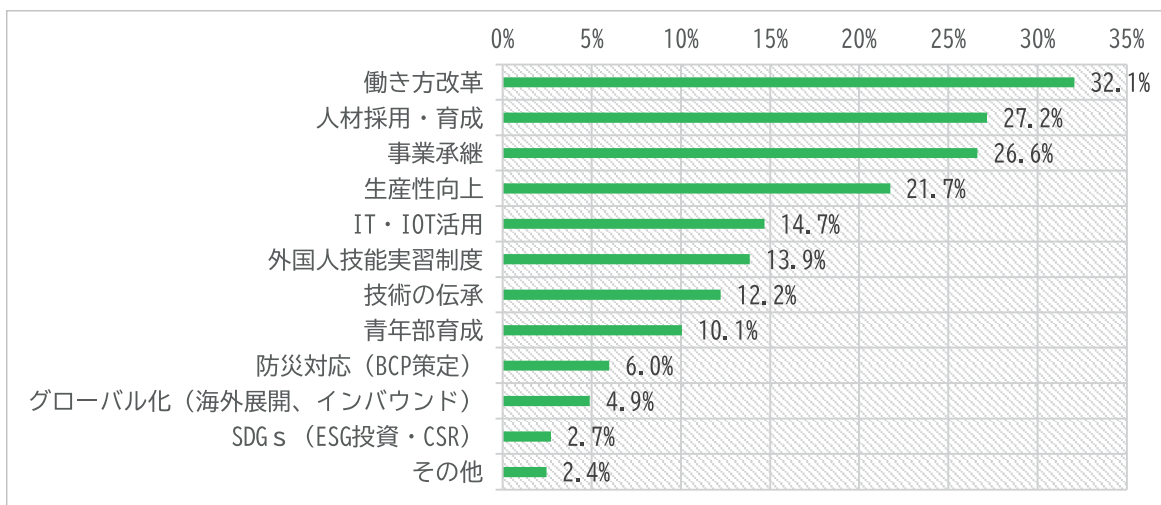
生産性の向上を図り、企業価値を高めていくことです。具体的には、従業員教育や訓練に積極的に取り組むことで、人的資源の「質」の向上を図っていくことが重要になってきます。また、ITの活用等による売上拡大や効率化の推進も急がれます。

■ 「守り」の取り組み

一言でいえば、事業を継続していくための取り組みです。狭義のBCPのみならず、後継者の探索・育成、企業のDNAや経営資源の円滑な引継ぎ等、いわゆる「事業承継問題」への適切な対応等が求められます。また、地域の一員として、防災体制の構築やまちづくりにも一定の責任を果たしていく必要があります。



2. 組合員やその従業員を対象にした講習会等にて、興味のあるテーマを選んでください。(複数回答)

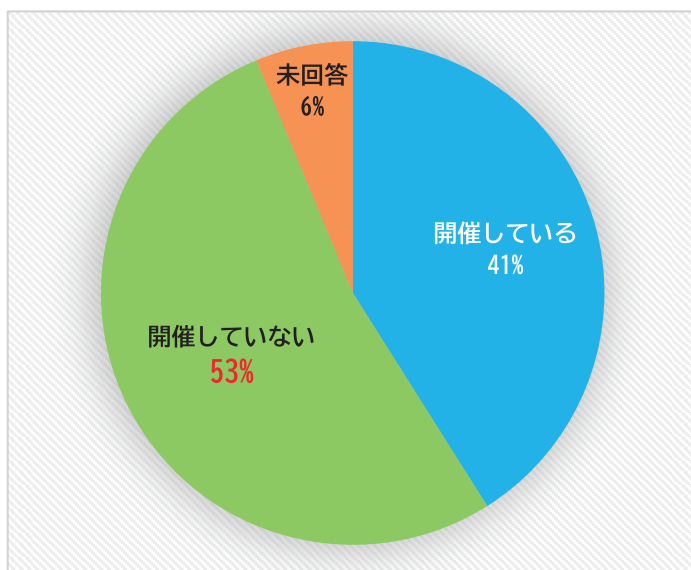


回答した組合の約3割が興味のあるテーマに「働き方改革」を挙げています。

中小企業においては、2019年4月1日から段階的に働き方改革関連法が適用されていますが、限られた経営資源の中で対応に苦慮していることが推測されます。今後、2021年4月1からは「同一賃金同一労働」、2023年4月1からは「月60時間超の残業の割増賃金率引上げ」が適用されることから、これらへの対応も重要になってきます。

また、「人材採用・育成」「事業承継」もそれぞれ3割弱が興味をもっており、組合員においては、人材不足や後継者不足も大きな課題となっていることが窺えます。

3. 組合員やその従業員を対象にした講習会等を開催していますか。

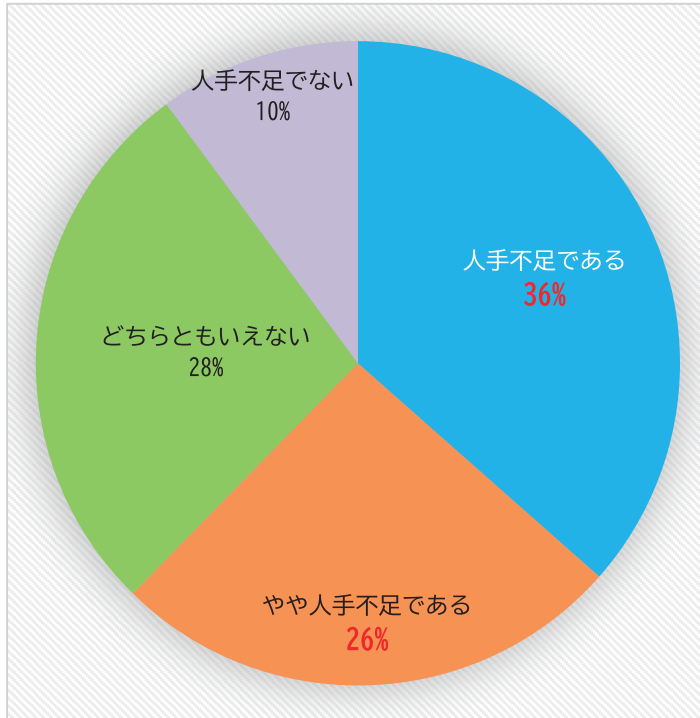


組合員やその従業員を対象にした講習会を開催していないという回答が5割を超えました。

特に事業協同組合においては、教育情報事業を重要な事業と位置付けており、法によって毎事業年度の剰余金の一部を教育情報費用繰越金として翌事業年度に繰り越すことを強制しています。

人手不足への対応に関する項目

1. 組合員は人手不足ですか。



組合員は「人手不足である」または「やや人手不足である」という回答が6割を超えました。

人口減少はもとより、働き方改革への対応など、様々な課題に直面していることが背景にあるものと推測されます。

中小企業においては、経営資源で制約はあるものの、継続して生産性向上に取り組むことが重要となっています。

なお、国においても、中小企業生産性革命推進事業を創設するなど、生産性向上に取り組む中小企業を後押ししています。

《中小企業生産性革命推進事業》

■ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（通称：ものづくり補助金）

中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

- ものづくり補助金事務局
portal.monodukuri-hojo.jp/

■小規模事業者持続的発展支援事業（通称：持続化補助金）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組み等を支援します。

- 小規模事業者持続化補助金事務局
(商工会地区分) 全国商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/
(商工会議所地区分) 日本商工会議所 <https://r1.jizokukahojokin.info/>

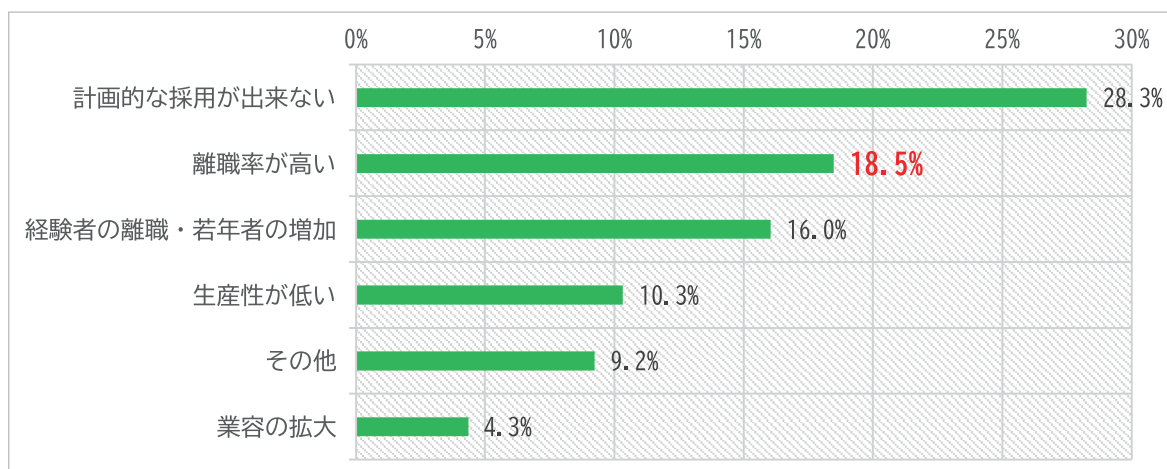
■サービス等生産性向上 IT 導入支援事業（通称：IT 導入補助金）

中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。

- IT 導入補助金事務局
<https://www.it-hojo.jp/applicant/>



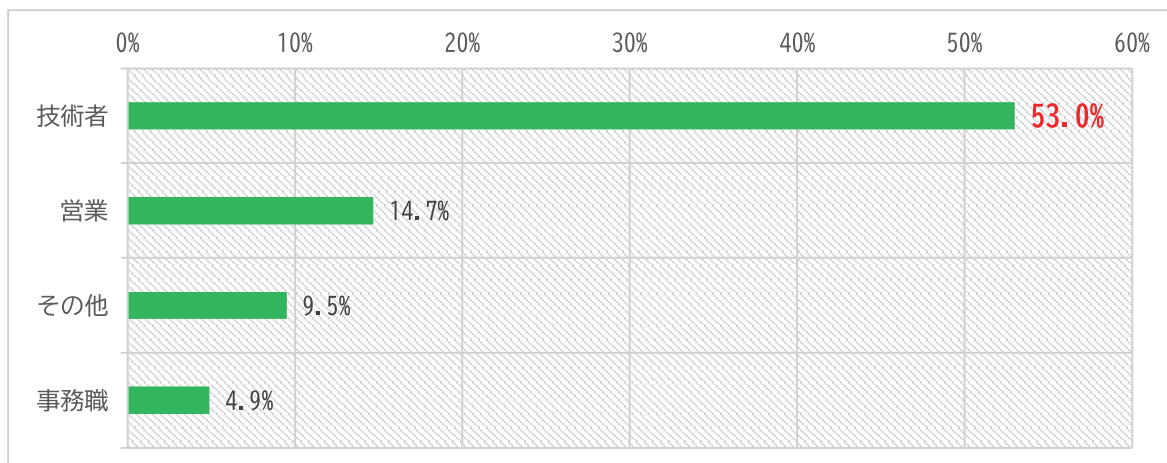
2. 組合員の人手不足の理由は何ですか。(複数回答可)



「計画的な採用ができない」という回答が約3割となり、次いで「離職率が高い」という回答が約2割となりました。

働き方改革の基本的な考えの中では、魅力ある職場とすることが中小企業・小規模事業者の人手不足解消にもつながると位置付けており、「働きすぎを防ぐことで従業員の健康を守り、多様なワーク・ライフ・バランスを実現すること」や「同一企業内における正社員と非正規社員の間にある不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択しても納得できるようにすること」などが推進されています。

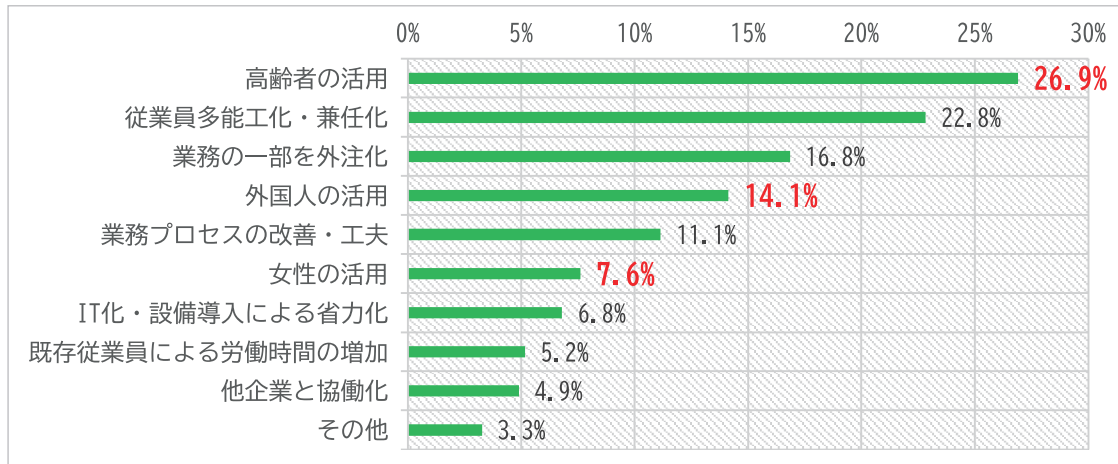
3. 組合員の不足している職種は何ですか。(複数回答可)



組合員においては「技術者」が不足しているという回答が5割を超えました。

技術に関しては、特に現場で培われたノウハウ等は他社にとって模倣することが困難であり、差別化を図る大きな要因にもなり得ることから、その技術の管理が属人的にならないように注意が必要です。

4. 組合員は人手不足解消に向けてどのような取り組みをしていますか。(複数回答可)



組合員においては、人材不足解消に向けて「高齢者の活用」に取り組んでいるという回答が26.9%と最も多い回答となりました。

2020年版中小企業白書によると、60歳以上の労働者層の就業率、女性の育児期の就業率が上昇していることで、高齢者や女性の労働参画が着実に進んでいると示されており、多様な人材の活用に取り組むことが人材不足を解消する上でひとつのポイントになっています。

《65歳超雇用推進助成金》 参考資料：厚生労働省ホームページ

■65歳超継続雇用促進コース

A.65歳以上への定年引上げ、B. 定年の定めのある廃止、C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して助成を行うコースです。

○【A.65歳以上への定年引上げ】【B. 定年の定めのある廃止】 () は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数	A				B 定年の定めのある廃止
	65歳までの引上げ		66歳以上に引上げ		
	(5歳未満)	(5歳)	(5歳未満)	(5歳以上)	
1～2人	10万円	15万円	15万円	20万円	20万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	150万円	35万円	160万円	160万円

○【C. 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】 () は引上げ幅

措置内容 60歳以上 被保険者数	C			
	66～69歳まで		70歳以上	
	(4歳未満)	(4歳)	(5歳未満)	(5歳以上)
1～2人	5万円	10万円	10万円	15万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	80万円	25万円	100万円

※各種要件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。



■高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

高年齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置を実施した事業主に対して一部経費の助成を行うコースです。対象となる措置は以下の通りです。(実施期間：1年以内)

- ①高年齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度の導入または改善
- ②高年齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度などの導入または改善
- ③高年齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入または改善
- ④高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入又は改善
- ⑤専門職制度など、高年齢者に適切な役割を付与する制度の導入または改善
- ⑥法定外の健康管理制度（胃がん検診等や生活習慣病予防検診）の導入 等

支給対象経費は、A. 雇用管理制度の導入等に必要な専門家等に対する委託費やコンサルタントとの相談に要した経費のほか、B. 上記のいずれかの措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費です。

	中小企業事業主の助成率	中小企業事業主以外の助成率
生産性要件を満たした場合	75%	60%
生産性要件を満たさなかった場合	60%	45%

上記の支給対象経費の額に表の助成率を乗じた額を支給します。なお、支給対象経費は、初回に限り50万円とみなします。2回目以降の申請は、A. と B. を合わせて50万円を上限とする経費の実費を支給対象経費とします。

※各種要件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

■高年齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して助成を行うコースです。

対象労働者一人につき（支給申請年度1適用事業所あたり10人まで）、下表の金額を支給します。

< >内は生産性要件を満たした事業主に適用される金額

中小企業	中小企業以外
48万円 <60万円>	38万円 <48万円>

※各種要件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

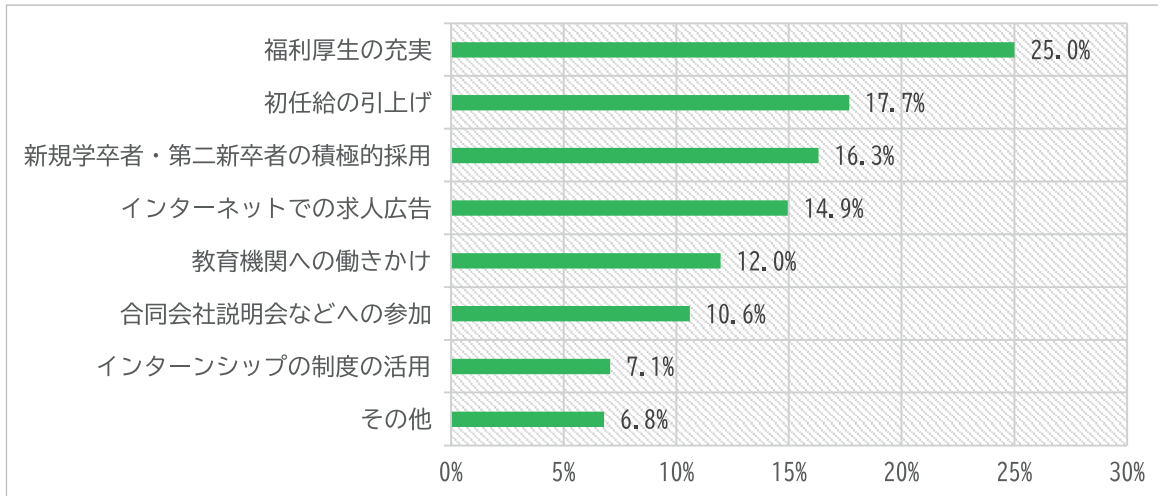
【お問い合わせ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 鹿児島県支部

住所：鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内

電話：099-813-0132

5. 組合員は若年者採用のためにどのような取り組みを行っていますか。(複数回答可)



若年者採用のための取り組みとしては、「福利厚生充実」「初任給の引上げ」といった待遇改善に関する取り組みが上位となりましたが、これら以外にも様々なことに取り組んでいることが分かります。

なお、少数ではありましたが、インターンシップの活用もあるようです。インターンシップに関しては、ミスマッチによる離職防止にもつながると考えられ、職場体験にとどまらず、実務を実際に体験してもらうことが望ましいです。

《若年者地域連携事業》

若年者地域連携事業は、地元で働きたい学生や若者の応援や若者の地元定着のサポートを行う事業です。

若者の応援や若者の地元定着のサポートに関しては、スタートアップ（内定者）・社会人フォローアップ研修の実施による早期離職の防止やUIターン人材確保の支援による地元定着に取り組んでいます。

■ UIターン人材確保の支援の一例

○ふるさと人材相談室

UIターン希望者（県外在住の方限定）向けの求人を専門に取り扱う鹿児島県が運営する無料職業紹介所です。

県内事業者の方は、無料で登録・利用でき、求職者の情報をチェックし、リクエストすることができ、ふるさと人材相談員が求職者に職業紹介を行います。

登録できる雇用形態は正社員のみで、県内に就業場所があり、主たる就業場所が鹿児島県内であることなどが条件となります。

【お問い合わせ先】

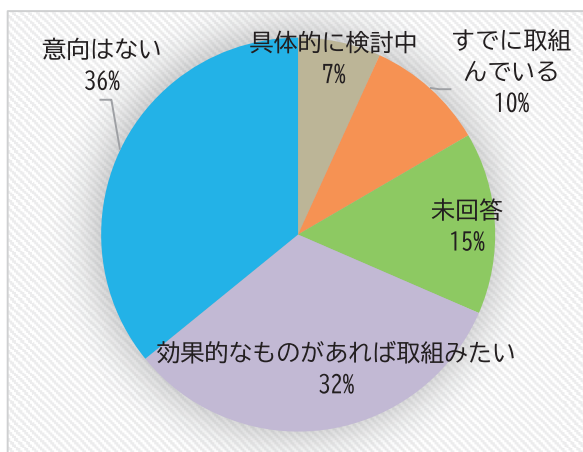
キャッチワークかごしま（鹿児島県若者就職サポートセンター）

住所：鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル3F

電話：099-216-9001



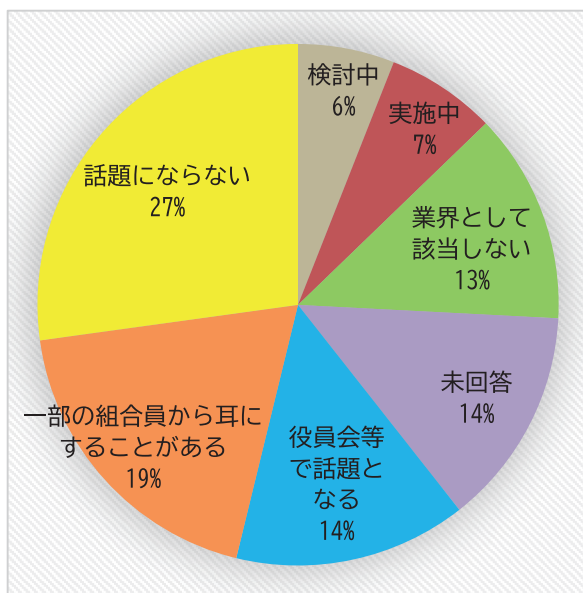
6. 組合事業で労働力確保に取り組む意向はありますか。(共同求人等)



約半数が組合事業として労働力確保に取り組んでいる、または検討中、もしくは取り組みたいとの回答となりました。

全国の事業協同組合の中には、共同労務管理事業として、組合員の従業員の確保等に取り組んでいる事例もあります。

7. 技能実習制度・特定技能について話題になりますか。



約1割の組合が外国人技能実習生の共同受入を実施・検討中との回答となりました。

なお、技能実習制度・特定技能について「一部の組合員から耳にすることがある」「役員会等で話題となる」といった回答も約3割あり、対象となる業界においては、今後共同事業として外国人技能実習生の共同受入を検討する組合がさらに増えてくるものと予想されます。

《技能実習と特定技能の主な違いについて》

■目的

技能実習	特定技能
人材育成を通じた開発途上地域等への 技能、技術又は知識の移転 による 国際協力 を推進する	人材を確保 することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れる

■対象職種

技能実習 移行対象職種・作業一覧 (82職種146作業)

令和2年7月17日時点

農業関係 (2職種6作業)

職種名	作業名		
耕種農業●	施設園芸	畑作・野菜	果樹
畜産農業●	養豚	養鶏	酪農

漁業関係（2職種10作業）

職種名	作業名		
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業	延縄漁業	いか釣り漁業
	まき網漁業	ひき網漁業	刺し網漁業
	定置網漁業	かに・えびかご漁業	棒受網漁業△
養殖業●	ほたてがい・まがき養殖		

建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名			
さく井	パーカッション式さく井工事		ロータリー式さく井工事	
建築板金	ダクト板金		内外装板金	
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工			
建具製作	木製建具手加工			
建築大工	大工工事			
型枠施工	型枠工事			
鉄筋施工	鉄筋組立て			
とび	とび			
石材施工	石材加工		石張り	
タイル張り	タイル張り			
かわらぶき	かわらぶき			
左官	左官			
配管	建築配管		プラント配管	
熱絶縁施工	保温保冷工事			
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事		カーペット系床仕上げ工事	
	鋼製下地工事	ボード仕上げ工事	カーテン工事	
サッシ施工	ビル用サッシ施工			
防水施工	シーリング防水工事			
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事			
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事			
表装	壁装			
建設機械施工●	押土・整地	積込み	掘削	締固め
築炉△	築炉			

食品製造関係（11職種16作業）

職種名	作業名			
缶詰巻締●	缶詰巻締			
食鳥処理加工業●	食鳥処理加工			
加熱性水産加工食品製造業●	節類製造	加熱乾製品製造	調味加工品製造	くん製品製造
非加熱性水産加工食品製造業●	塩蔵品製造	乾製品製造	発酵食品製造	
水産練り製品製造	かまぼこ製品製造			
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造			
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造			



職種名	作業名
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名			
紡績運転●△	前紡工程	精紡工程	巻糸工程	合ねん糸工程
織布運転●△	準備工程	製織工程	仕上工程	
染色	糸浸染		織物・ニット浸染	
ニット製品製造	靴下製造		丸編みニット製造	
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造			
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製			
紳士服製造	紳士既製服製造			
下着類製造●	下着類製造			
寝具製作	寝具製作			
カーペット製造●△	織じゅうたん製造	タフテッドカーペット製造	ニードルパンチカーペット製造	
帆布製品製造	帆布製品製造			
布はく縫製	ワイシャツ製造			
座席シート縫製●	自動車シート縫製			

機械・金属関係（15職種29作業）

職種名	作業名			
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造		非鉄金属鋳物鋳造	
鍛造	ハンマ型鍛造		プレス型鍛造	
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト		コールドチャンバダイカスト	
機械加工	普通旋盤	フライス盤	数値制御旋盤	マシニングセンタ
金属プレス加工	金属プレス			
鉄工	構造物鉄工			
工場板金	機械板金			
めっき	電気めっき		溶融亜鉛めっき	
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理			
仕上げ	治工具仕上げ	金型仕上げ	機械組立仕上げ	
機械検査	機械検査			
機械保全	機械系保全			
電子機器組立て	電子機器組立て			
電気機器組立て	回転電機組立て	変圧器組立て	配電盤・制御盤組立て	
	開閉制御器具組立て		回転電機巻線製作	
プリント配線板製造	プリント配線板設計		プリント配線板製造	

その他（16職種29作業）

職種名	作業名			
家具製作	家具手加工			
印刷	オフセット印刷	グラビア印刷●△		
製本	製本			
プラスチック成形	圧縮成形	射出成形	インフレーション成形	ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形			
塗装	建築塗装	金属塗装	鋼橋塗装	噴霧塗装
溶接●	手溶接		半自動溶接	
工業包装	工業包装			
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き	印刷箱製箱	貼箱製造	段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形	圧力鑄込み成形	パッド印刷	
自動車整備●	自動車整備			
ビルクリーニング	ビルクリーニング			
介護●	介護			
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ			
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造			
宿泊●△	接客・衛生管理			

社内検定型の職種・作業（1職種3作業）

職種名	作業名		
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援	航空貨物取扱	客室清掃△

※●は技能評価試験に係る職種、△のない職種・作業は3号まで実習可能

特定技能 特定産業分野（14分野）

- ①介護
- ②ビルクリーニング
- ③素形材産業
- ④産業機械製造業
- ⑤電気・電子情報関連産業
- ⑥建設
- ⑦造船・船用工業
- ⑧自動車整備
- ⑨航空
- ⑩宿泊
- ⑪農業
- ⑫漁業
- ⑬飲食料品製造業
- ⑭外食業





■その他制度比較

(参考資料：出入国在留管理庁「新たな外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」)

	技能実習（団体管理型）	特定技能（1号）
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	技能実習	特定技能
在留期間	技能実習1号：1年以内 技能実習2号：2年以内 技能実習3号：2年以内 (合計で最長5年)	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし ※介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 ※技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり ※非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う（主務大臣による許可制）	なし
支援機関	なし	あり ※個人又は団体が受け入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う (出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受け入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国機関を通して行われる	受け入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受け入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし (介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号・3号)(非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動(専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可 ※ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

特定地域づくり 事業協同組合制度の概要

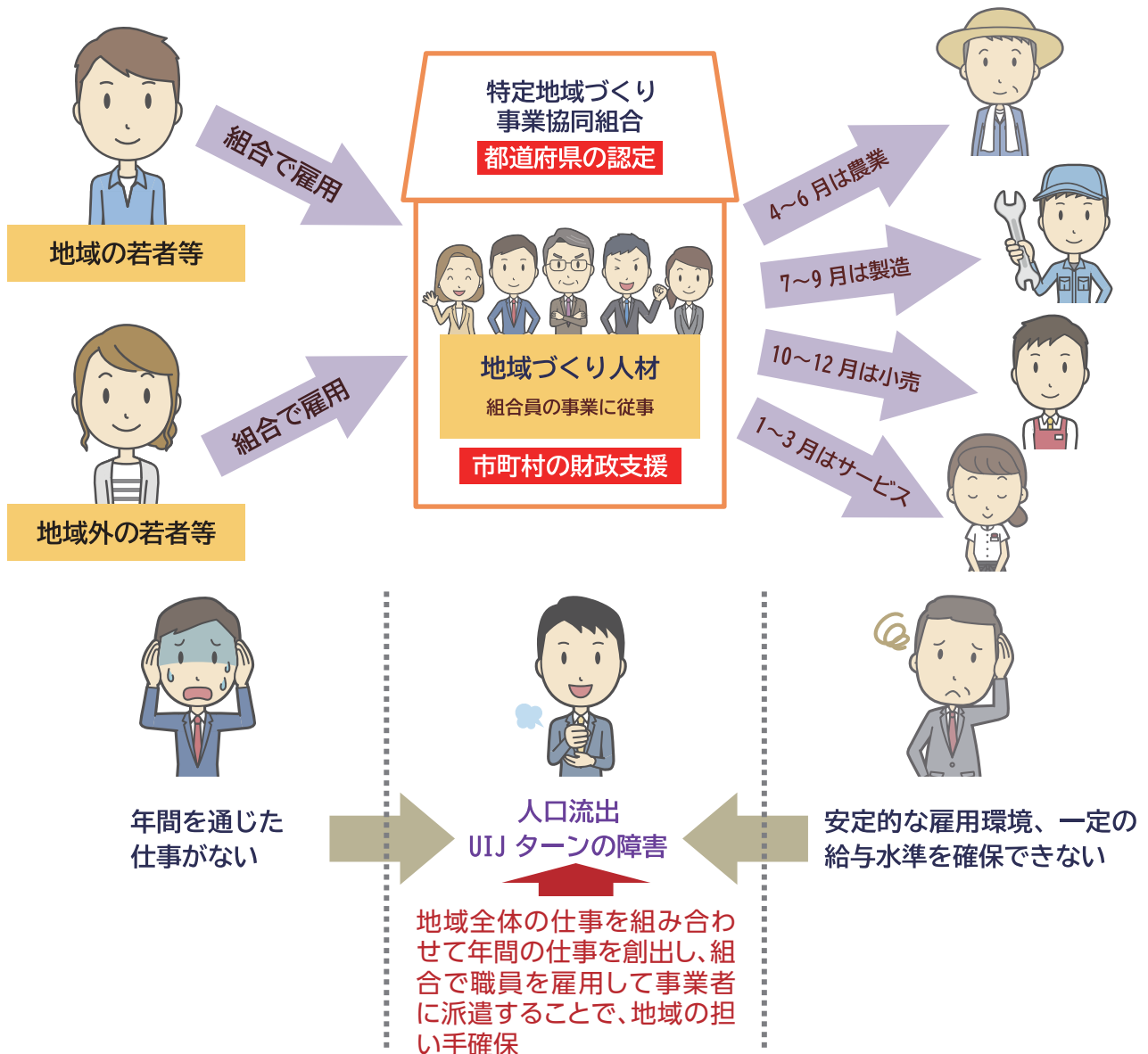
(参考) 総務省ホームページ「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン」等

日本の総人口は、平成27年の国勢調査で初めて減少に転じて以降、減少傾向が続いており、今後も加速する見通しとなっています。特に地方の人口は、急激に減少しており、地域の担い手不足が極めて深刻な課題となっています。

このような中、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることを目的とし、令和2年6月4日に『地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（人口急減地域特定地域づくり推進法）【以下「法」】』が施行されました。

特集3では、人口の更なる急減を抑止し、地域の担い手を確保するための新たな枠組みとして期待されている特定地域づくり事業協同組合制度について紹介します。

特定地域づくり事業協同組合のイメージ





制度の基本的な仕組み

1. 地域人口の急減に直面している地域において
2. 中小企業等協同組合法（以下「中協法」）に基づく事業協同組合が
3. 特定地域づくり事業（マルチワーカー*に係る労働者派遣事業等）を行う場合について
※ここでいうマルチワーカーとは、季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者へ派遣される労働者を指します。
4. 都道府県知事が一定の要件を満たすものとして認定したときは
5. 労働者派遣事業（無期雇用職員に限る。）を許可ではなく、届出で実施することを可能とするとともに
6. 組合運営費について財政支援を受けられるようにする



「地域人口の急減に直面している地域」の範囲

法の対象となる地域は、「地域人口の急減に直面している地域」とされています。

ここでいう「地域人口の急減」とは、「一定の地域において地域社会の維持が著しく困難となるおそれが生じる程度にまで人口が急激に減少した状況をいう」とされています。

具体的には、次のいずれかの要件を満たす地域が考えられます。

- ①過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」）に基づく過疎地域
- ②過疎法で規定する過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域

○過疎法に基づく過疎地域

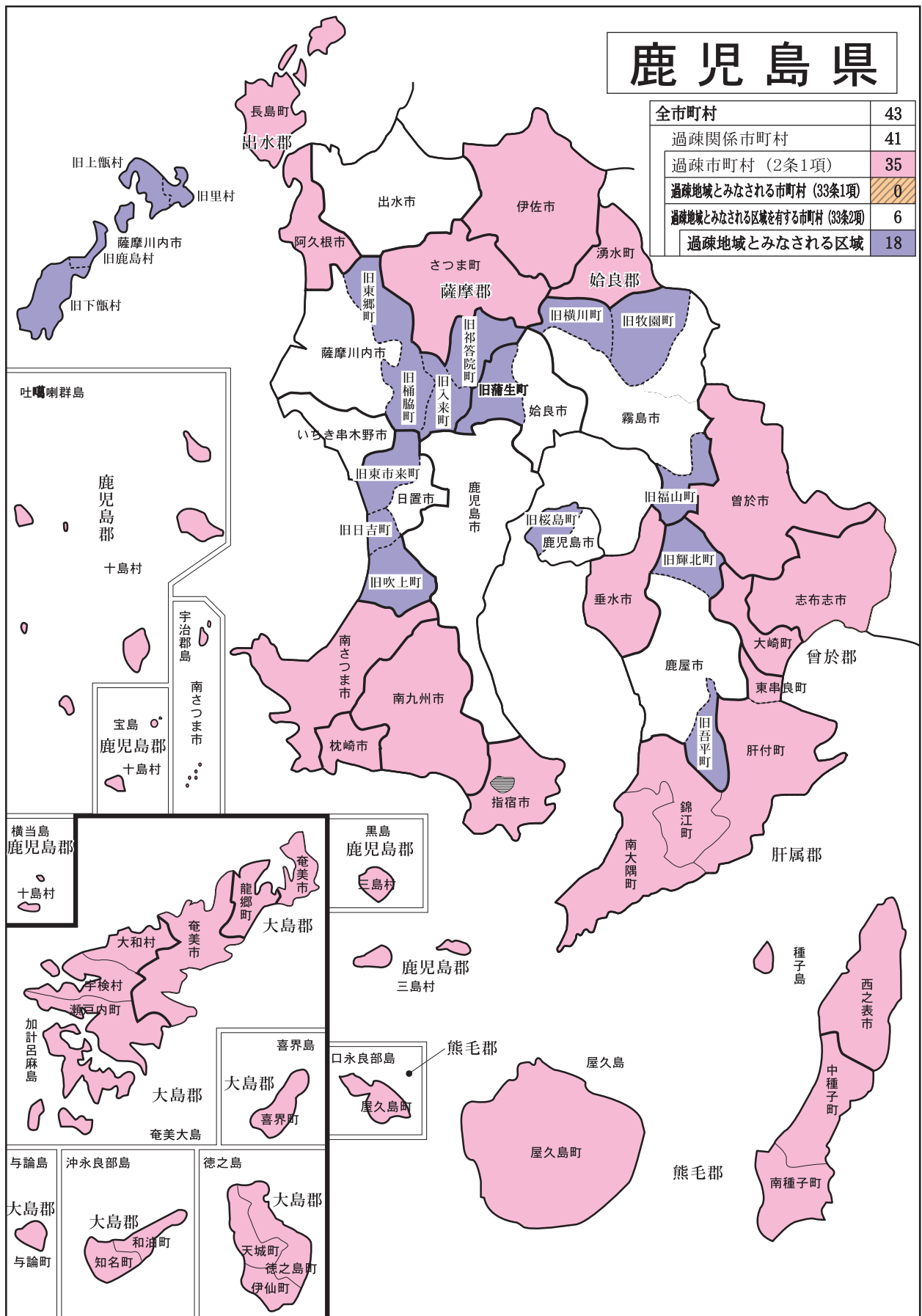
過疎市町村（過疎法2条1項）、過疎地域とみなされる市町村（過疎法33条1項）、過疎地域とみなされる区域を有する市町村（過疎法33条2項）のうち、過疎地域とみなされる区域

○過疎法で規定する過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域

過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域としては、

- ・ 財政力指数等は過疎法の財政力要件に該当しないが、人口減少率等は人口要件に該当する地域
- ・ 平成の合併前の旧市町村の地域であって当該地域の人口減少率等が過疎法の人口要件に該当する地域
- ・ 複数の市町村又は旧市町村地域によって構成される地域であって当該地域の人口減少率等が過疎法の人口要件に該当すると認められる地域

等が考えられます。



過疎関係市町村都道府県別分布図

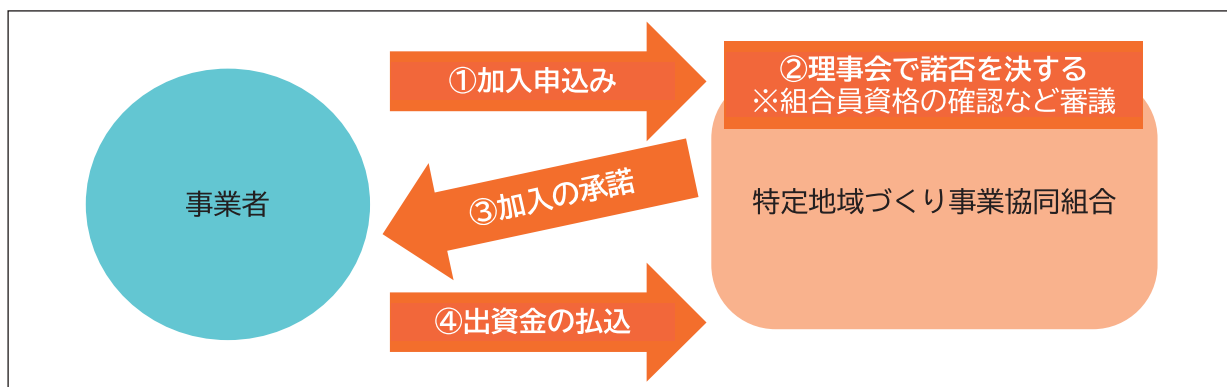


「特定地域づくり事業協同組合」と「事業協同組合制度」の関係

「特定地域づくり事業協同組合」とは、法第3条第1項の規定に基づく認定を受けた事業協同組合とされています。ここでいう事業協同組合とは、中協法に基づく組合で、株式会社や一般財団法人、一般社団法人等と同様に法人格を有します。事業協同組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき共同して経済事業を行うことによって、経営の近代化、合理化、取引条件の改善、競争力の維持・強化を図ることを目的としています。

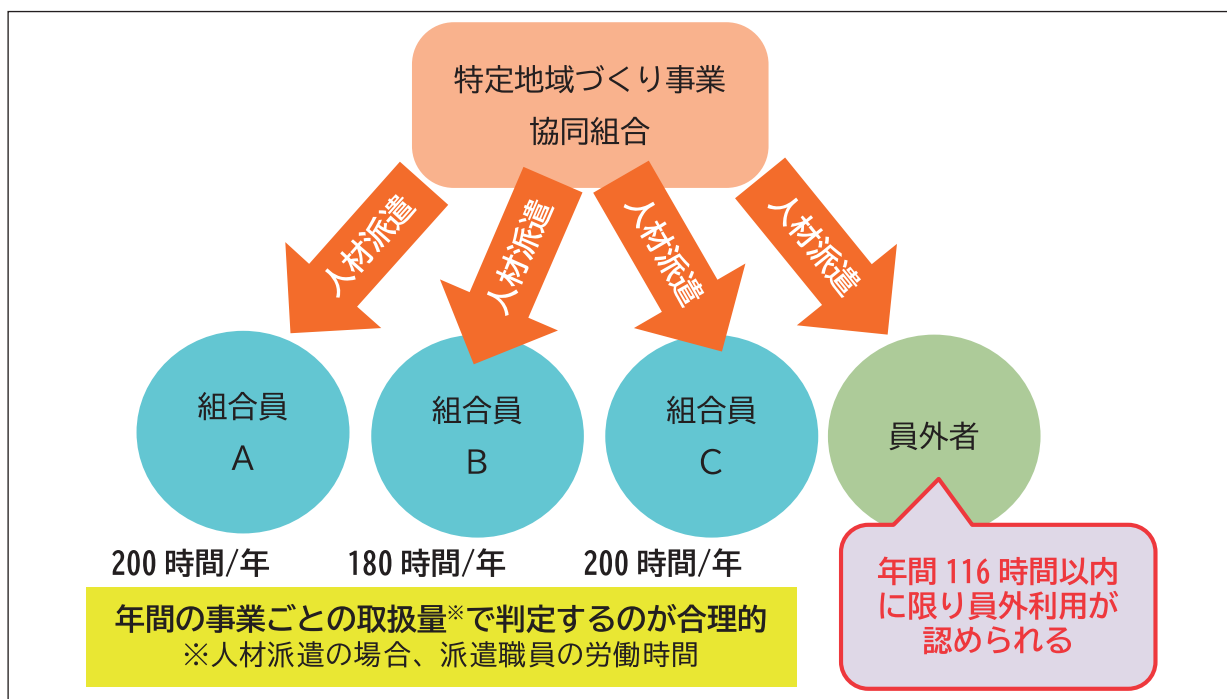
特定地域づくり事業協同組合は、人口急減地域特定地域づくり推進法の規定のほか、中協法の規定に則って運営する必要があります。特定地域づくり事業協同組合の運営に当たって、中協法で特に留意すべき事項は以下のとおりです。

- 特定地域づくり事業協同組合の人材派遣サービスを利用するためには、特定地域づくり事業協同組合の組合員になる必要があります。



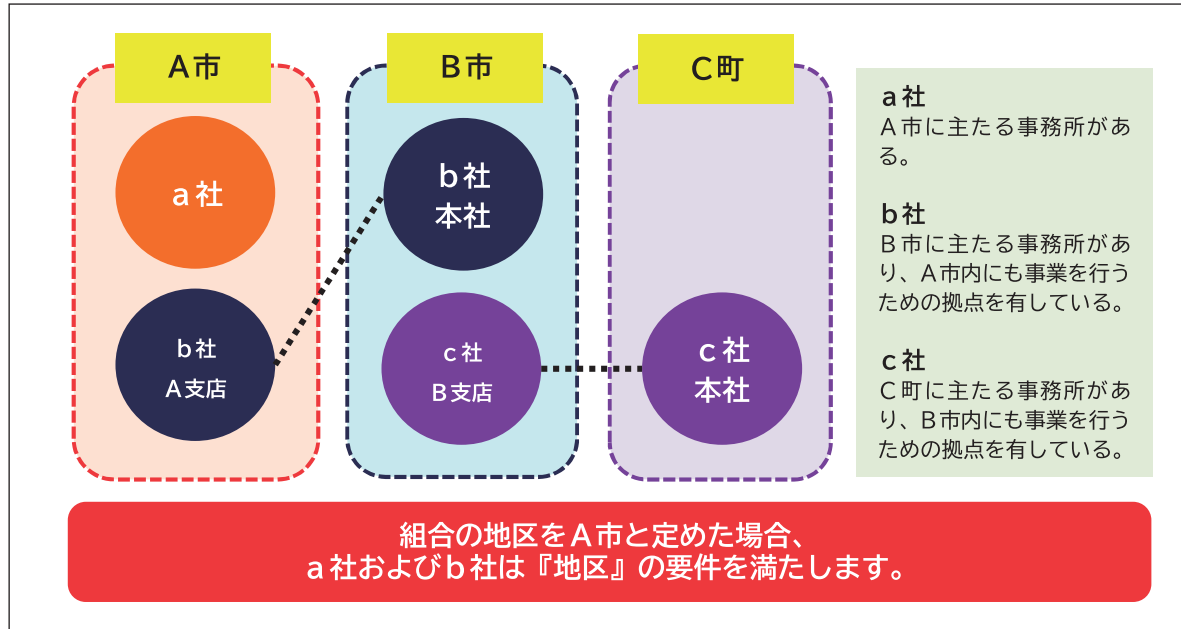
《員外利用》

組合員の利用度は、年間を通じてみると必ずしも一定しているとは限らないことから、組合員以外の者（員外者）に利用させた方が組合の共同事業の合理的運営に資する場合があります。そのため、組合員の利用に支障がない場合、当該事業年度における組合員の総利用分量の100分の20以内に限り、員外者の利用が認められています。



○組合の地区

事業協同組合は組合の活動範囲である地区を定款で定めることとされています。
 当該地区内において事業を行う事業者が組合員となる資格を得ることとなります。
 地区の表示は、現在の行政区画等を用いることが適当とされています。



○組合員の資格

事業協同組合の組合員の資格を有する者は、地区内で商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う小規模の事業者で、定款で定めるものとされています。

事業者とは、法人、個人を問わず、自己の名において「事業を行っている者」をいい、「者」とは人格体を意味するものであることから、法人格を持たない任意の組織・団体・グループ等を組合員資格として定めることはできません。

ここでいう事業者は、営利を目的とすることを要件とされていないため、社会福祉法人、学校法人等も組合に加入することができます。

他の法律に基づいて設立された協同組合（農業協同組合、水産業協同組合、消費生活協同組合等）も一つの事業者であるため、組合に加入することができます。

《小規模の事業者の考え方》

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

※この要件を超える事業者であっても、都道府県の判断で明らかに大企業ではないと考えられる場合は、組合員となることができます。



○設立要件

事業協同組合を設立する際は、**発起人が4人以上必要**とされています。

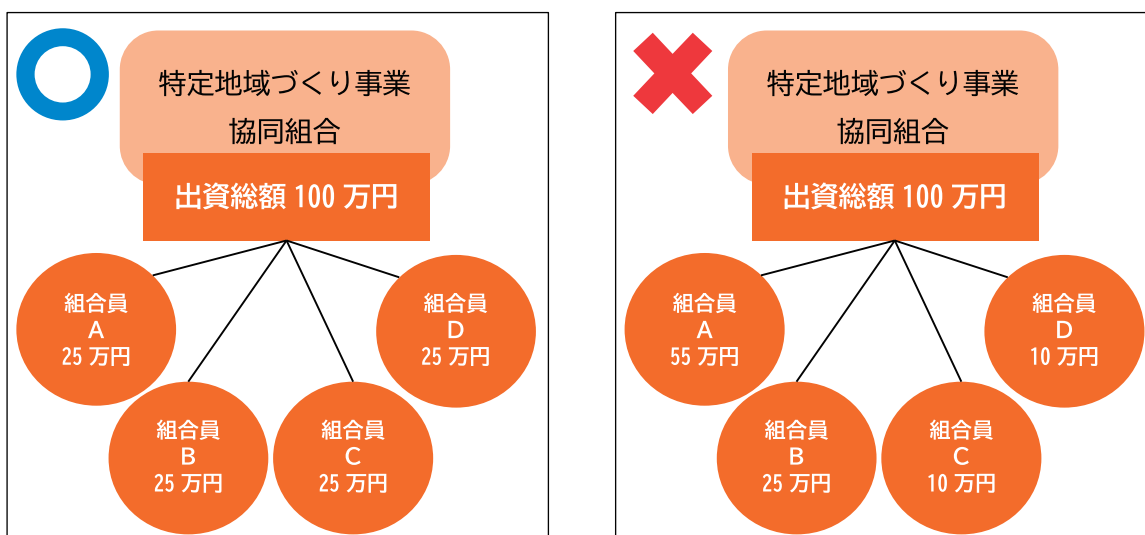
また、**発起人の資格は、組合員になろうとする者**でなければならないとされています。

なお、「組合員」になろうとする者とは、組合員資格を有し、かつ、設立と同時に組合員になる意思を有する人格体とされています。したがって、組合員となり得ない者や組合員になる意思のない者は、発起人となることはできません。

○出資

組合員は、出資1口以上を有しなければならないとされています。

また、その**最高持ち口数は原則として出資総口数の25%を超えてはならない**とされています。これは、最高持ち口数を無制限に認めると組合員の権利の平等の原則が事実上崩される結果を招くことになるとともに、1人で多くの出資を持っている組合員が脱退した場合には、直ちに組合事業の遂行に支障を来すおそれがあるとの考え方によるものです。このため、特定地域づくり事業協同組合の1組合員からの出資は、出資総口数の25%の範囲内で募る必要があります。



組合員が4人で出資総額が100万円の場合、1人25万円以下の出資でなければなりません。



「特定地域づくり事業」の範囲

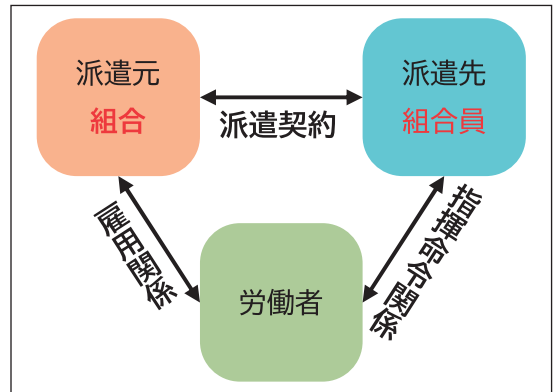
特定地域づくり事業協同組合は、「特定地域づくり事業」を行うものとされています。「特定地域づくり事業」の範囲は次の①②とおりです。

- ①地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業
- ②地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施

なお、農林水産業、観光業などの収益事業や、買い物支援、コミュニティバスの運行などの公益的な事業は、直接、特定地域づくり事業として位置づけられていません。これは、これらの事業を直接行うのはあくまで地域内の事業者であり、特定地域づくり事業協同組合は、地域内の事業者の人材の確保等を支援することが目的であるとの考え方のためです。特定地域づくり事業協同組合の職員は、派遣職員として、派遣先の収益事業や公益的業務に従事することとなります。

①地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業

特定地域づくり事業協同組合制度は、マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者へ派遣）の労働者派遣事業の実施を前提とした制度となっており、これが「地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業」に該当する主たる事業となります。特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業については、以下の点に留意が必要です。



- 特定地域づくり事業協同組合が行う労働者派遣事業については、原則として、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」）の規定が適用されます。
- 労働者派遣事業を行う場合は、通常、労働者派遣法に基づく許可を受けなければいけません。特定地域づくり事業協同組合は届出により労働者派遣事業を実施できるものとされています。ただし、安定的な雇用環境や一定の給与水準を確保することが法の趣旨であることから、届出により実施できる労働者派遣事業は、無期雇用の派遣労働者に係る労働者派遣事業に限られています。このため、有期雇用の派遣労働者に係る労働者派遣事業を実施する場合は別途労働者派遣法に基づく許可を得る必要があります。なお、特定地域づくり事業推進交付金の対象経費は、派遣職員人件費については無期雇用職員に係るものに限られることにも留意する必要があります。
- 法に基づき特定地域づくり事業協同組合が届出によって行う労働者派遣事業は、特定地域づくり事業協同組合の地区が属する市町村の区域内の事業所に限られています。
- 労働者派遣法では、港湾運送業務、建設業務（林業のうち地ごしらえ、植栽業務を含む。直接建設作業に従事しない雪かきや、災害時の土砂の撤去等の作業は除く。）、警備業務が派遣禁止業務として規定されています。また、病院等における医療関連業務については、産前産後休業、育児休業、介護休業等を取得する労働者の業務について労働者派遣事業を行う場合等（医業については、これらのほか、就業場所がへき地である場合等）に限って労働者派遣事業を行うことが可能とされています。
- 「地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業」には、組合員への無料職業紹介事業も該当します。無料職業紹介事業を行う場合、職業安定法に基づく届出又は許可を得る必要があります。

②地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施

「地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画・実施」に該当する事業としては、移住支援事業、ワーキングホリデーなどの短期的な人材確保事業、地域づくり人材のスキル向上のための研修事業などがあります。



《特定地域づくり人材の範囲》

「地域づくり人材」とは、「**地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材**」とされています。

ここでいう「就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材」には、地域の産業に従事する者やNPO等の社会貢献活動に従事する者など、地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材は幅広く含まれます。

特定地域づくり事業協同組合の派遣職員として雇用される地域づくり人材として、

- ・ 地方への移住を希望する都市部在住の若者
- ・ 地域おこし協力隊として活躍し、任期を終えた若者
- ・ 特定地域づくり事業協同組合の地区内に居住している若者

等が挙げられます。高齢者、特定地域づくり事業協同組合の属する市町村の近隣の市町村から通勤する者も組合の派遣職員になり得ます。

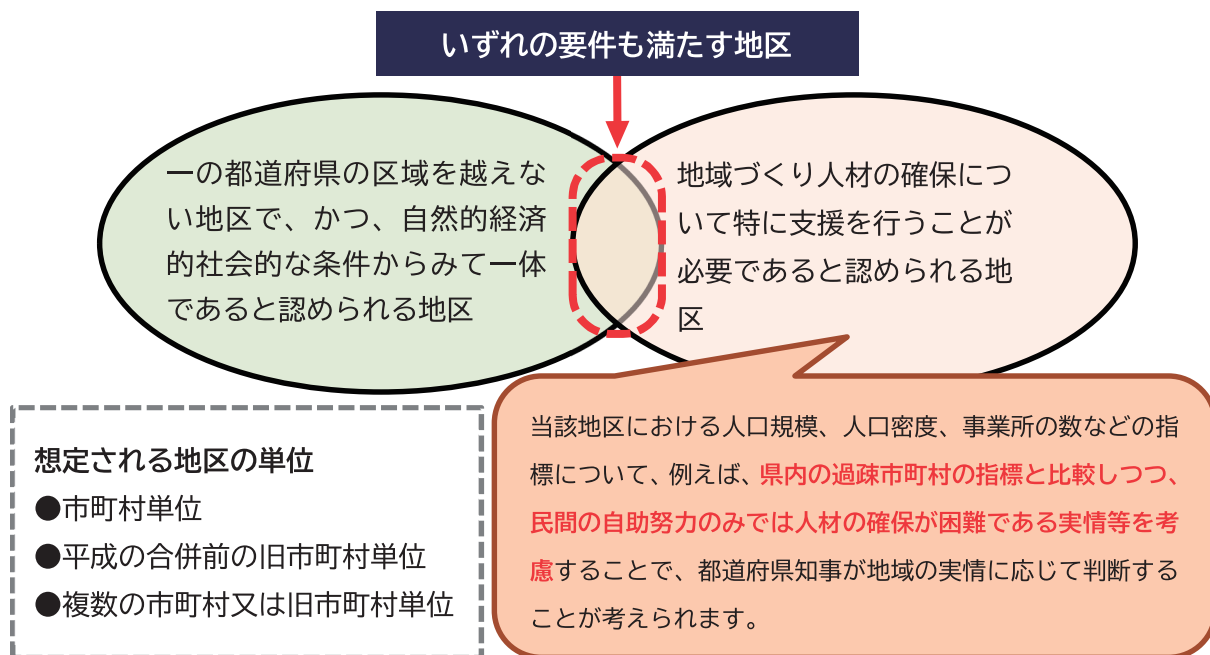
なお、特定地域づくり事業協同組合は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、派遣職員を募集・採用するに当たっては、できる限り地区外の人材を雇用するよう努める必要があります。



都道府県知事による認定の要件

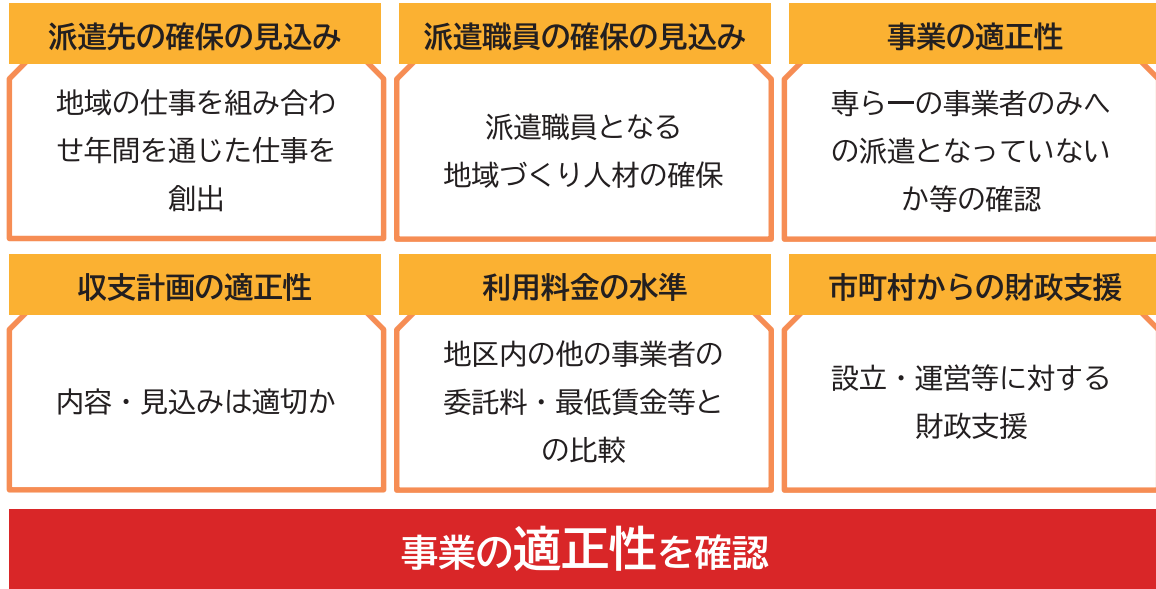
○地区の適合性

人口急減地域であって、組合の活動範囲となる地区が「一の都道府県の区域を越えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区」「地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区」のいずれにも該当する必要があります。



○事業計画の適正性

組合が行おうとする特定地域づくり事業について、その実施に関する計画が、特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、当該事業協同組合の職員の就業条件に十分に配慮されている必要があります。事業計画の適正性及び職員の就業条件への配慮への適合性については、事業計画、収支予算、市町村の長の意見書などを確認することが考えられます。



≪不適正な運用に該当する事例≫

【事例1】 特定地域づくり事業協同組合の職員 B を専ら A 社のみ派遣するもの

→専ら特定の事業者のみが利益を享受するものであり、**不適正**

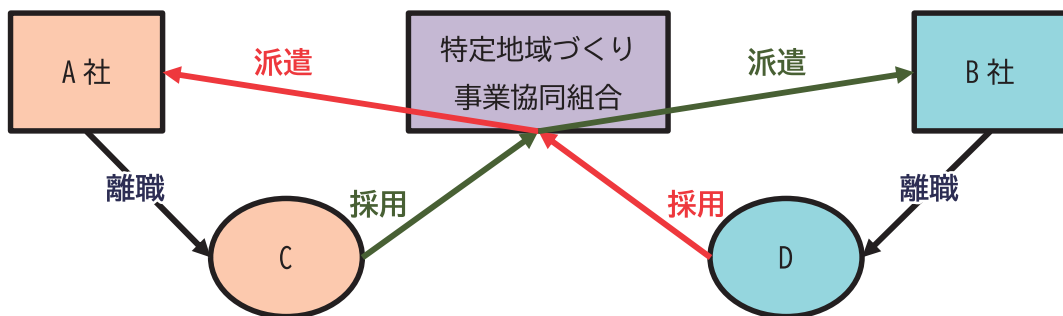
※同一事業者への派遣割合が8割を超える場合、交付金対象外

【事例2】 A 社の常勤職員 B を離職させ、特定地域づくり事業協同組合が職員 B を新たに採用した上で専ら A 社のみ派遣するもの

→地域づくり人材の確保に資するものでなく、専ら特定の事業者の人的費の削減を図るものであり、**不適正**

※派遣先が当該派遣先の離職者を離職後1年以内に受け入れることを禁止（労働者派遣法）

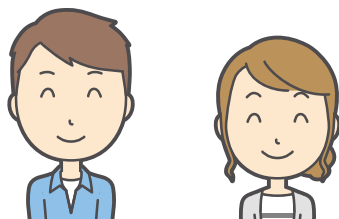
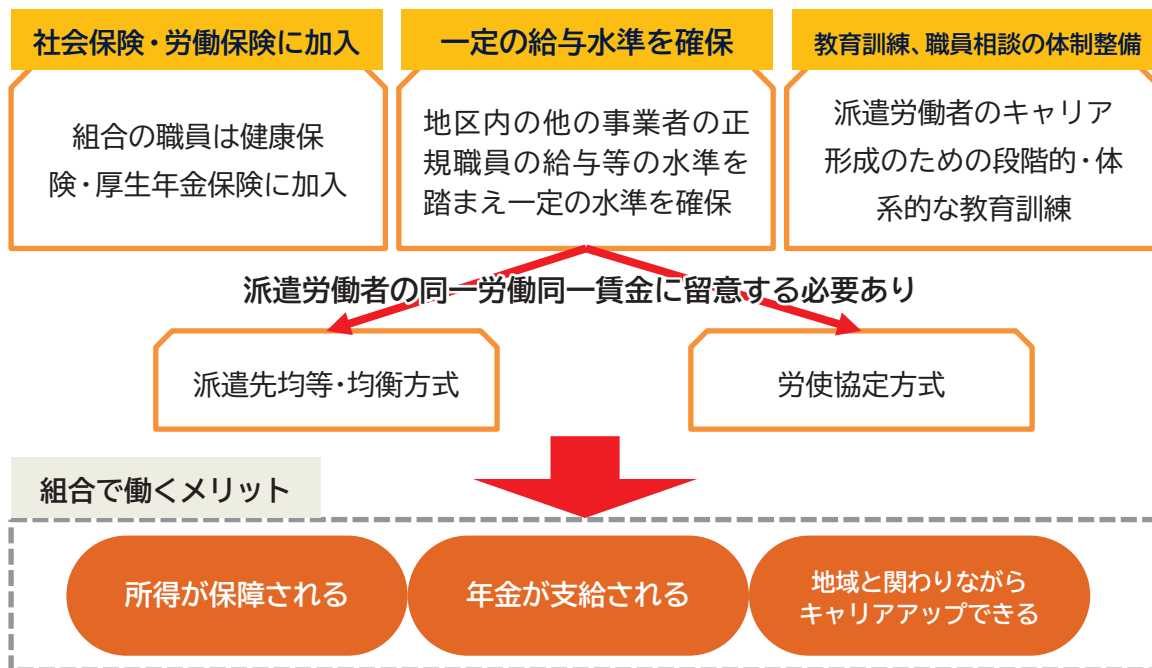
【事例3】 A 社の常勤職員 C、B 社の常勤職員 D を離職させ、特定地域づくり事業協同組合が職員 C を新たに採用した上で専ら B 社に、職員 D を新たに採用した上で専ら A 社に派遣するもの



→地域づくり人材の確保に資するものでなく、専ら特定の事業者の人的費の削減を図るものであり、**不適正**



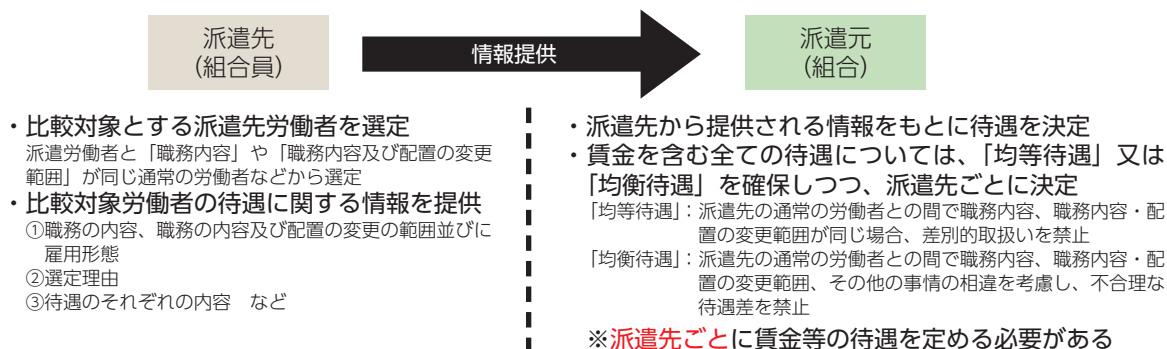
○就業条件への配慮



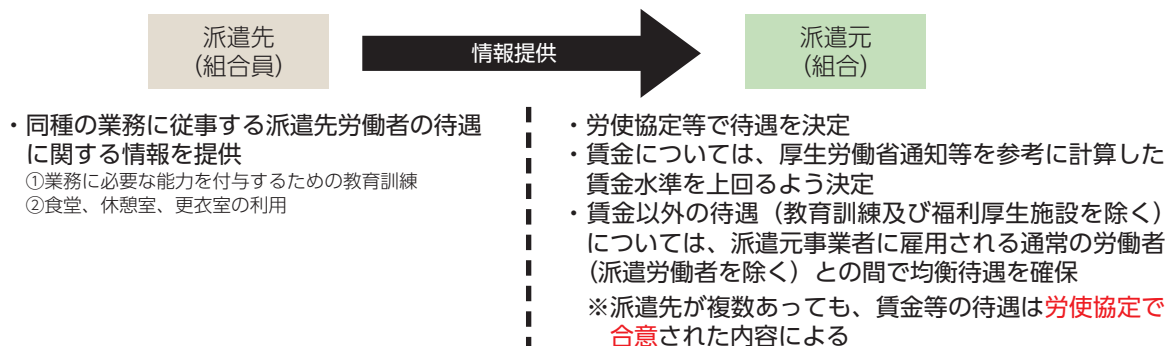
地域づくり人材の確保 = 移住・定住の足がかりへ

≪派遣先均等・均衡方式と労使協定方式の待遇等の決定方法の比較≫

●派遣先均等・均衡方式



●労使協定方式



○経理的・技術的基礎

組合は、特定地域づくり事業を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められる必要があります。この経理的・技術的な基礎については、労働者派遣法の許可基準を参酌した上で、都道府県知事が判断することとなります。

労働者のキャリア形成を支援する制度の内容	派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うための体制の整備	個人情報保護に係る基準の整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・段階的かつ体系的な教育訓練の実施計画の策定 ・キャリアコンサルティング相談窓口の設置等出 	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣元責任者の選任 ・派遣労働者の適正な社会保険の加入 ・就業規則の整備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報管理規程の整備等 	
財産的基礎	組織的基礎	事業所	適正な事業運営
<ul style="list-style-type: none"> ・派遣職員への賃金支払いを担保する資産の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・指揮命令系統の確立等 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談場所の確保等 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業運営の適正性の確認等



財政上の措置等

特定地域づくり事業協同組合に市町村が財政支援を行う場合、国の財政支援「特定地域づくり事業推進交付金」があり、市町村等の補助金等の額の2分の1について交付金が交付されます。

特定地域づくり事業交付金の対象となる特定地域づくり事業協同組合への市町村等の補助金等は、組合運営費の2分の1の範囲内としています。したがって、特定地域づくり事業推進交付金は、組合運営費の4分の1の範囲内となります。

交付対象経費は、派遣職員人件費、事務局運営費とされており、交付上限額があります。

なお、派遣職員人件費については、無期雇用の派遣職員に係る派遣職員人件費に限り、交付金の対象とされています。

市町村等が特定地域づくり事業推進交付金の交付限度額を超えて、特定地域づくり事業協同組合に対して補助金等を交付する場合は、超過分については市町村等の負担となります。

【特定地域づくり事業推進交付金の概要】

対象経費	派遣職員人件費	事務局運営費
対象経費の上限額	400万円 / 年・人	600万円 / 年
交付額	対象経費の1/2までの範囲で市町村が支援した額の1/2	

※上記は、市町村に対する国の財政支援についての記載であり、市町村から組合への実際の支援内容はそれぞれの市町村との調整によります。

≪1組合当たりの財政支援のイメージ≫

派遣職員6名 運営費2,400万円 / 年	
<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; height: 100px;"> <div style="text-align: center;"> <p>1/2</p> <p>利用料金収入 1,200万円</p> </div> </div>	<div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; height: 100px;"> <div style="text-align: center;"> <p>1/2</p> <p>市町村助成 1,200万円</p> <p>【内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国交付金 600万円 ・市町村負担金 600万円 （うち、特別交付税措置 300万円） </div> </div>



特定地域づくり事業協同組合の立ち上げに向けて

特定地域づくり事業協同組合を立ち上げるためには、次のような事項がポイントになります。なお、既に設立されている事業同組合が法の認定を受けて特定地域づくり事業を実施することも可能です。

- マルチワーカーの派遣先となる**組合員（事業者）**を確保し、組合設立に向けた**合意形成を図る**ことができるか。
- 派遣職員**や、派遣先とのコーディネーターとなる**事務局職員**を確保できるか。
- 事業計画を具体化し、円滑な組合の立ち上げにつなげるため、都道府県・市町村の関係部局、都道府県労働局、都道府県中小企業団体中央会等の**関係機関への事前相談や調整**が必要。
- 組合設立や、組合の安定的な運営に向けた**財政支援等を実施する自治体との間で合意**が得られるか。

《特定地域づくり事業開始までのチェックリスト》

①事前準備	<input type="checkbox"/> 活動地区が人口急減地域であることの確認 <input type="checkbox"/> 次の事項について、関係者間の調整及び支援が見込めることの確認 <ul style="list-style-type: none"> ・組合員となる事業者の確保 ・派遣職員となる労働者の確保 ・事務局職員や事務局スペースの確保 ・市町村による組合設立・運営に係る財政支援等
②事業計画（案）の作成	<input type="checkbox"/> 次の事項について案の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・組合設立時の財産的基礎の見通し（組合員からの出資、市町村からの財政支援） ・派遣職員の人件費、各事業者の派遣料金、事務局運営経費、市町村からの財政支援等の見通し及びそれらに基づく収支見通し ・各職員の年間を通じた具体的な予定派遣先、教育訓練・キャリア形成支援等
③関係機関への事前相談	<input type="checkbox"/> 事業協同組合設立認可について：都道府県・都道府県中小企業団体中央会 <input type="checkbox"/> 特定地域づくり事業協同組合の認定について：都道府県 <input type="checkbox"/> 労働者派遣事業の届出について：都道府県労働局
④事業協同組合の設立認可手続き	<input type="checkbox"/> 発起人の選定（4事業者以上）、定款案等の作成、創立総会開催、都道府県への設立認可申請、出資払込、設立登記
⑤特定地域づくり事業協同組合の認定手続き	<input type="checkbox"/> 都道府県に事前相談・確認した申請書類等を提出、都道府県の確認・認定
⑥労働者派遣事業の届出	<input type="checkbox"/> 都道府県労働局に事前相談・確認した届出書類等を提出、都道府県労働局の確認・受理



特定地域づくり事業協同組合に興味をお持ちの事業者、又は市町村職員の方は、ぜひ中央会（連携情報課）に相談してほしいぶ～

補助金申請システム 「Jグランツ」のご案内

事業者の補助金申請手続を効率化するため、電子申請システム「Jグランツ」が開発され、2020年より補助金申請の手続に導入されました。

申請の対象となる補助金は、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金などの経済産業省の補助金をはじめ、各省や自治体の補助金にも随時拡大されています。

特集4では、事業者の利便性向上を目指す「Jグランツ」の概要と利用に必要な「gBizID」の作成等についてご紹介します。

Jグランツについて

従来の多くの補助金申請は、紙での手続が主流であり、大量の紙での申請や郵送等の手続が煩雑で補助金を利用したい事業者が気軽に申請出来る環境ではありませんでした。

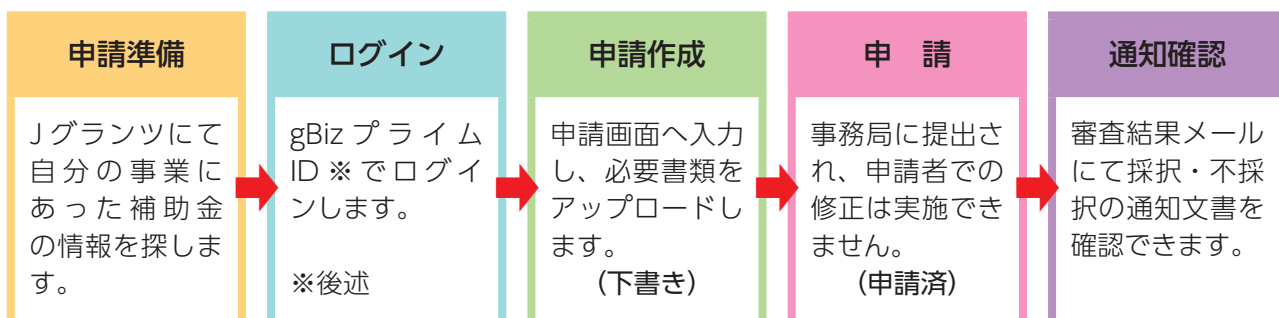
そこで、世界的にも補助金申請を含め行政のデジタル化が進展していることを踏まえ、経済産業省が補助金申請システム「Jグランツ」を開発、リリースしました。

Jグランツでは、インターネットを利用して補助金を申請・届出する電子申請等を行うことができます。

申請するために書面を郵送する必要が無いため、書面で行う申請に比べてコストがかからないことや、ログイン時の認証機能によって書類への押印が不要となるなどのメリットがあります。

■ Jグランツによる申請等のメリット

- Jグランツに国及び自治体の補助事業が掲載され、ワンストップで、補助金情報を収集することができます。
- 24時間365日、自宅や職場など、いつでも・どこでも申請が可能です。
- 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
- 過去に補助金申請した情報が自動転記される、gBizIDにより申請者の基本情報が自動入力されるなど、何度も同じ入力をする事がなくなり（ワンスオンリー）、入力負担が軽減されます。
- gBizIDにより、書類の押印が不要となり、紙でのやり取りもなくなります。
- Jグランツ上でリアルタイムに申請状況や処理状況が把握できるため、手続を迅速に行うことができます。





■補助金の情報検索

J Grants (https://jgrants.go.jp/) にて自分の事業にあった補助金の情報をさがすことができます。

jGrants ログイン

ネットで簡単！補助金申請

jGrantsは、補助金の申請・届出ができる電子申請システムです。
インターネットを経由するため、いつでも・どこでも 手続きができます。
ぜひjGrantsをご利用ください。

申請の流れを見る

お知らせ

2020/4/9 **【持続化給付金】※の申請ではJ Grantsを利用いたしません。**
本給付金の申請方法等については、以下のURLからご確認ください。各補助金事務局へのご質問はお控えください。
※<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

2020/6/3 **補助金一覧** 検索機能が追加されました。ぜひご利用ください。

事業者様の質問にお答えします
チャットで質問する

「補助金一覧」をクリックすると一覧が表示されます。

jGrants ログイン

補助金一覧

107 件中の 1 件目～ 20 件目を表示

補助金名

※複数キーワードで検索したい場合、半角スペースを入れてください。

募集期間

※デフォルトでは募集前・募集中の補助金が表示されています。募集終了した補助金を表示したい場合、条件を変えて再検索してください。

検索

補助金名	目的・概要	対象者	募集期間
> 【経済産業省】令和元年度補正サービス等生産性向上IT導入支援事業	中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更（働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等）等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が生産性向上に資す…	本事業の補助金交付対象者は、主に以下の要件に該当する者とする。その他の要件や、詳細については、『公募要領』を参照のこと。 (1) …	2020-05-11 - 2020-07-10
> 令和2年度食品産業イノベーション推進事業	ロボット、AI、IoT等の先端技術の活用実証や、複数企業が連携して業界の基盤となる機器・システムの開発・構築を行い、活用実証を図る取組の促進等を図ることにより、食品産業におけるイノベーションを…	本事業の補助対象事業者は以下のとおりとします。 以下の①～②すべての要件を満たす食品産業事業者もしくは事業化共同体（※1コンソーシアム）の※2代表事業者 …	2020-05-25 - 2020-07-10

■補助金の公募申請

gBiz プライム ID がない場合でも前述の「補助金情報検索」はできますが、公募申請はできません。取得後、Jグランツにログインすることで公募申請することができます。

○公募申請のおおまかな流れ

- ①補助金情報検索と同様の方法で補助金を検索し、応募したい補助金名を選択します。
- ②補助金の内容を確認し、「公募申請を（事業者名）として申請」ボタンをクリックします。
- ③申請に必要な項目を入力します。

※申請項目の詳細な入力方法については、補助金ごとに異なりますので、各補助金の公募要領をよく確認してください。

※次画面に進まない場合、必須項目の未入力、又は誤った入力があると想定されますので、修正してください。

※プレビューを確認し、下書き保存した内容は、マイページからいつでも修正できます。

- ④下書き保存された内容を確認し、問題がなければ「申請する」をクリックします。

※審査結果の通知はJグランツから自動送信されます。審査結果に関する問い合わせ等をメールアドレスに返信しても、事務局へは送信されません。

gBizID プライムについて

Jグランツで補助金の電子申請を行うには、**G ビジネス ID（法人共通認証基盤）への事前登録が必要**です。通常時は**2～3週間程度発行に時間がかかる可能性がある**ため、早めのID取得が望まれます。また、G ビジネス ID には3種類のアカウント（gBizID プライム・gBizID メンバー・gBizID エントリー）がありますが、**「gBizID プライム」でアカウントを作成する必要があります**。他の種類では、補助金の電子申請は実施できません。なお、gBizID プライムは、法人代表者もしくは個人事業主以外は作成できません。

■gBizID プライムの作成は次のものがが必要です。

- ①スマートフォンもしくは携帯電話
ワンタイムパスワードをSMSで受信します。

- ②印鑑（登録）証明書と登録印

申請書に押印の後、印鑑（登録）証明書とともに運用センターに送付します。

法人	印鑑証明書	代表者印
個人事業主	印鑑登録証明書	個人の実印

（注）発行日より3ヶ月以内の原本



■ gBizID の TOP ページ (<https://gbiz-id.go.jp>) から作成します。

gBizID

ホーム マニュアル ヘルプ リクエスト ログイン

gBizID へようこそ。 G Biz ID で、行政サービスへのログインをラクにする。
G Biz ID は、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

持続化給付金※の申請にgBizIDプライムアカウントの新規取得は必要ありません。
本件に関するG Biz IDの窓口へのお問合せはお控えください。
※<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

電子申請の需要増によるG Biz IDの状況について
現在、新型コロナウイルス感染症対策としての電子申請の需要増加に伴い、gBizIDプライムアカウントに関するお問合せが大量多くなっております。お電話が繋がりにくくなっておりますので、お問合せに当たっては、「よくある質問」(<https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html>)もご参考にしてください。皆様にはご迷惑をおかけし、大変申し訳ございません。なお、現時点では、gBizIDプライムアカウントID発行までの期間はおおむね1週間となっております。

G Biz ID を使い始める

gBizIDの登録 委任申請

gBizID プライム作成

gBizIDプライムの登録をご希望の方は、上記のボタンから作成してください。

gBizID エントリー作成

gBizID エントリーを作成します。上記のボタンから作成して下さい。

「gBizID プライム作成」をクリックすると基本情報等の入力画面に移行します。

《入力項目》

法人の場合

○基本情報

法人名、所在地、代表者名、代表者生年月日

※法人名、所在地は、法人番号を入力し、法人情報取得ボタンをクリックすると情報取得できません。

○利用者情報

利用者氏名、利用者生年月日

※印鑑証明書の記載と入力内容が異なっている場合、書類不備とみなされ審査に通りませんので、ご注意ください。

個人の場合

○基本情報

所在地、代表者名、代表者生年月日

○利用者情報

利用者氏名、利用者生年月日

※印鑑登録証明書の記載と入力内容が異なっている場合、書類不備とみなされ審査に通りませんので、ご注意ください。

※「代表者名＝利用者氏名」「代表者生年月日＝利用者生年月日」となっている必要があります。

共 通

○アカウント ID (メールアドレス)

○SMS 受信用電話番号 (スマートフォン、携帯電話)

■ gBizID プライムの登録申請書を郵送します。

① 申請書のダウンロード・印刷

基本情報・利用者情報を入力し、規約を確認した後に申請書をダウンロードできます。

② 申請書の整備

	法人	個人
作成日欄	作成日を手書きで記入します。	
実印欄	「印鑑証明書」の代表者印を押印します。	「印鑑登録証明書」の実印を押印します。
連絡先担当者情報	記載内容と異なる連絡先に連絡希望の方は、「連絡先担当者情報」欄に記入します。	
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ● gBizID プライム登録申請書 ● 印鑑証明書（発行日より3ヶ月以内の原本） 	<ul style="list-style-type: none"> ● gBizID プライム登録申請書 ● 印鑑登録証明書（発行日より3ヶ月以内の原本）

※申請書類はコピーを保管してください。
 ※手書き修正された申請書は無効となります。
 ※印刷後、記載内容に誤りがあった場合は、再度申請を行ってください。

③ 必要書類の送付

送付先：〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島3-1-21 NTT データ堂島ビル16階
 経済産業省 G ビス ID 運用センター宛

※送付した申請書類は、審査の結果、申請が却下された場合をのぞき、原則返却は行われません。
 ※申請に不備がなければ、原則2週間以内にメール（登録申請の承認のお知らせ）が到着しますので、メールに記載されている URL を有効期限内にクリックしてください。
 ※登録した携帯電話・スマートフォンにワンタイムパスワードが届きますので、届いたワンタイムパスワードを入力します。

≪その他 gBizID で利用できる行政サービス≫

サービス名	アカウント別利用可否			担当省庁名
	プライム	メンバー	エントリー	
社会保険手続きの電子申請 社会保険の手続きを電子申請で行うための「届書作成プログラム」の提供や利用方法などについて紹介 https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov2.html	○	○		ねんきん加入者ダイヤル 0570-007-123
経営力向上計画申請プラットフォーム 中小企業者等による経営力向上計画等の申請や報告の作成・手続きをサポート https://www.keieiryoku.go.jp/	○	○	○	経済産業省ほか ※申請する事業分野に応じて担当省庁が異なります。
ミラサポ plus 支援制度検索、事例検索、各電子申請サイトへのポータル機能、電子申請入力補助機能（e-Tax を始めとする外部からの情報取得など）、経営状況の可視化ツールなど中小企業向け補助金・支援サイト https://mirasapo-plus.go.jp	○	○	○	中小企業庁 ※お問い合わせはミラサポ plus のサイトでご確認ください。

※その他にも利用できる行政サービスがありますので、詳細は gBizID のホームページをご覧ください。



中小企業のための IT導入のすすめ

鹿児島大学 副学長・教授
学術情報基盤センター長
大学院理工学研究科工学博士

森 邦彦



クラウドの利用はいかが？

今回は、コロナ騒動を契機として積極的にITを導入し経営の効率化や組織強化に役立てましょう、と述べました。資金に余裕がある大・中規模企業にとってはIT関連企業ではなくても社内のPCやイントラネット（企業等の組織内でのみ構築されたネットワーク環境）の構築・整備は、ある意味当たり前です。自社内でイントラネット（図1）を構築してセキュリティも考慮した情報インフラを整えようとする、それなりの人材と直接投資が必要になってきます。しかし中・小規模企業ではITを導入する意義は理解していても、収益に直接効いてこない投資（人材を含めて）はなかなかしにくいのが現状ではないでしょうか。

近年「クラウドサービス」が急速に普及しています。インターネットなどのコンピュータネットワークを経由して、コンピュータ資源をサービスの形で提供することをクラウドサービス（by Wikipedia）と呼んでいます。これまで図1のようなイントラネットを構築しなければ実現できなかった機能（例えば、財務・会計システム、顧客管理システム、社内コミュニケーションツール、オフィスツール、共有ディスクなど）が、図2のようにイントラネットなしで実現できます。しかもかなり安く実現できる可能性があります。また、ほとんどのクラウドサービスは、PCだけではなくスマホやタブレットもOKで端末を選ばません。特にスマホは、個人での保有率男性82.9%（全年齢）、女性85.0%（全年齢）（NTTドコモモバイル社会研究所調査2019）で、保有率9割を超えている年齢層は男性15歳～49歳、女性15歳～49歳（同調査）です。私物を業務に使うのは少々議論のあるところでしょうが、必要であれば使用料を会社が補助する等、積極的に活用しても良いのではないのでしょうか。データ通信のみの格安スマホというのがありますのでそれらを貸し出すこともいいのではないのでしょうか。同じ台数のPCを整備するよりは、はるかに格安になるのではないのでしょうか。M社のOfficeもクラウドサービスが用意されています。Web版とモバイル版のWord、

Excel、PowerPointが含まれており、1ユーザー月額540円で提供されています（注：BusinessBasic：2020年7月現在、サービス内容・金額は変更になる場合があります）。

色々な種類のクラウドサービスがあるのですが、いずれにしてもインターネット上のサーバーにデータが保存されます。どのサーバーを使用しているかは利用者には不明な場合が一般的で、サービスによっては日本ではなくR国やC国である可能性もあります。逆に日本のサーバーのみを使用していると明言している場合もあります。これらはサービス利用規約等をよく確認してください。

自社の業務データがこのサーバーに保存されるか？という問題が重要であるか、それほど重要ではないか考えるのは、現状では微妙な問題です。メジャーなクラウドサービスはセキュリティを非常に重視していて情報漏洩、情報改ざん、サービス停止などへの対応策は非常に厳格（セキュリティの国際規格であるISMSの運用など）に実施されています。このような場合は自社で情報を保存しているよりもはるかに安全である、と考えられなくもありません。クラウドサービスの初期にはいろいろなセキュリティ問題が頻発していましたが、現状では特にメジャーなサービスでは大きな問題が発生する確率はかなり低くなっています。大きな問題が発生したサービスは市場から即撤退する憂き目にあいますので、サービス提供者は非常にシビアに対応しています。専属のセキュリティ担当者がいない中小企業ではクラウド利用の方がはるかに安全だと思われます。

またクラウド上に保存されるデータは暗号化されているか？通信データは暗号化されているか？も重要な問題です。両者共に暗号化されている場合は比較的安心だと言えます。

次回以降はクラウドを使ったいくつかの具体的なサービスをご紹介します予定です。

（次回は11月号に掲載）

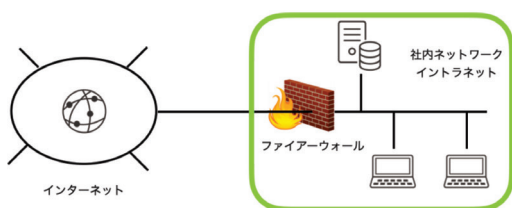


図1 イン트라ネットとインターネット

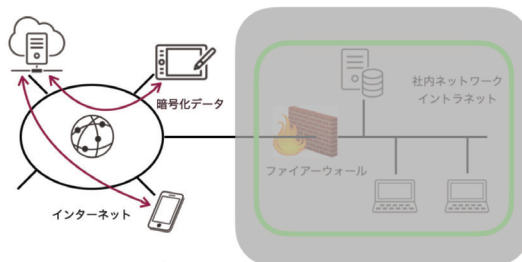


図2 クラウドサービスの利用
（イントラネットの不使用あるいは併用）

いつの時代も 信頼ある情報を読者に…

南日本新聞販売事業協同組合
代表理事 蔵元 泰正 氏



代表理事の蔵元泰正氏

南日本新聞販売事業協同組合は、今年で創立40周年という節目の年を迎えられました。長年にわたり組合員に寄り添い、ともに歩んできた歴史を振り返るとともに、今後の展望について蔵元泰正代表理事にお話しを伺いました。

■ 40年を振り返って

組合のこれまでの活動

本組合は昭和55年3月の設立以来、新聞販売所経営の合理化による業界の発展を通じて、郷土の文化・産業の振興に寄与するべく取り組んできました。40周年を迎えることができたのも、読者をはじめ関係各位のご支援、歴代の会員・役員皆様のご尽力の賜物と深く感謝申し上げる次第です。また節目の年を迎えるにあたり、記念事業を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大で断念せざるを得なかったことが残念です。

組合の活動を振り返ると、労働保険、雇用保険などの事務代行、福利厚生、教育情報事業、販売所運営に不可欠なラッピングフィルムやタオル等の共同購買などの各種事業に取り組んできました。いまでこそ女性活躍社会といわれるようになりましたが、先行して女性起用にも着目。1990年には市場調査員として女性スタッフ「南日本レディー（現：PR スタッフ）」を誕生させました。近年は読者を増やす維持開発事業に特に力をいれており、戸別訪問で営業活動を行うセールススタッフ11名を配置し、県下一円で読者獲得をはかっています。



PR スタッフについて

南日本レディーとしてスタートしたPRスタッフの業務内容は多岐にわたっていますが、購読・未購読にかかわらず戸別訪問し、紙面への要望、反響等を中心にご意見を伺うことを主業務としています。

現在は4人で活動していますが、地道な戸別訪問によるヒアリングが、より良い紙面づくりに活かされ、購読者増に大きく貢献しています。

■ 業界の動向

新型コロナウイルス感染拡大への対応

スマートフォンの普及等、インターネットを通じて手軽に情報収集ができる時代になりました。若年層の活字・新聞離れや高齢化、過疎化を理由とする購読者減が懸念されており、新聞販売所は危機感を感じています。

また現在、大きな問題となっているのは、「新型コロナウイルスの感染拡大」による影響です。売上の大きな柱の一つである折込チラシが全国的に減少しており、経営的に影響を受けています。年明け以降、組合として取り組めることがないか模索する日々が続きました。組合は相互扶助の精神に基づく組織です。組合員が手を取り合ってこの窮地を乗り越えたいとの想いで協議を重ね、これまで以下の事項に取り組みました。

● 組織運営の効率化

予算執行を含め、組合員の負担軽減を念頭に事業運営の効率化、見直しに努めている。

● ラッピングフィルムの配布

雨天時に使用する新聞梱包用ラッピングフィルムを全組合員に配布。販売所の経営支援の一環。

● 各種給付金の周知

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う各種給付金の情報を収集し、複数回にわたって組合員に周知。活用できる施策の情報を確実に届けることで、組合員の事業継続に役立てることを目的としたもの。

一方で、このコロナ禍におけるステイホームにより「新聞を読む時間が長くなった」という声や「しばらく購読していなかったが、正確な情報が欲しい」と購読申込みが増えています。根拠のないフェイクニュースが氾濫する中、信頼できる情報が届くという新聞の価値、魅力を再確認していただける機会になればと考えます。

また発行本社と協力して、新聞を教育現場で活用するNIE (Newspaper in Education) にも力を入れており、教材として子どもたちが新聞に触れる機会を増やしています。

■ 青年部「南伸会」の活動

実働部隊として中心的存在

青年部「南伸会」は、いつの時代も実働部隊として躍動してきました。過去の周年事業においても、県内の小学校にユーカリの木を寄贈する「コアラ誘致」、折込チラシのこよりでさまざまな作品を作る「チラシクラフト教室」を県内各地で開催するなど、ユニークな企画を実施し、業界を広くPRしてきました。40周年を迎えるにあたっては、記念事業として、一昨年、昨年の8月に「高校生新聞 RAP 甲子園」を企画・実施し、大いに業界を盛り上げてくれました。

また南伸会は中央会青年部会の会員でもあり、異業種の方々との交流も大変勉強になります。私も青年部時代に出会った方々と今でも付き合いがあります。このつながりが大きな財産となり、お互いに切磋琢磨しながら各々の業界発展に向けて励んでいるところです。

高校生新聞 RAP 甲子園について

組合の40周年に先駆けて、南伸会の40周年事業として2018年8月11日、2019年8月12日に鹿児島市のキャパルボホールで「高校生新聞 RAP 甲子園」を開催しました。若者の活字・新聞離れが進む状況を打開するべく、「高校生に新聞を読んでもらい、思ったこと、感じたこと、訴えたいこと、主張をRAPにして叫んでもらおう」と企画したものです。

昨年は、12組の高校生ラッパーが高いレベルのRAPを披露してくれ、約300人の観客は大いに盛り上がりました。高校生が新聞を読んでもくれるきっかけになったことは、大きな収穫でした。今年も予定していましたが、残念ながら新型コロナの影響で中止したところです。

※ RAPとは、歌唱法のひとつです。発する言葉に抑揚をつけ、似た言葉や語尾が同じ言葉を繰り返す「韻を踏む」のが特徴的です。また、RAPをする人のことをラッパーといいます。



高校生新聞 RAP 甲子園の様子



盛り上がる会場の雰囲気



■ 今後の展望

新しいことへのチャレンジ

新聞の最大の強みは「信頼性が高い」ということです。まずは「新聞」という商品に対し、我々が強い自信を持ち、販売していかねばならないと思っています。時代が変わっても、新聞が持つ「正確な報道」という使命は変わりません。そのような商品を扱う我々新聞販売所の社会的役割をこれからも果たしていきたいと考えています。



セールススタッフ打合せの様子

ただ業界が過渡期にあることは間違いありません。最近では新聞販売だけでなく、物販等の本業以外の分野に取り組む組合員も増えつつあります。新聞販売を通じてこれまで築き上げてきた地域との強いネットワークを生かした事業の取り組みも重要になってきます。

また、新たな時代を切り開くには「斬新かつ柔軟な発想」が必要です。そのような中では、新しい発想を持つ青年部南伸会の役割が今後より一層重要になってくると思います。南伸会は、デザインはじめ専門的な知識を持った個性的なメンバーが揃っています。それぞれの力を活かし、これからも新規事業の企画等、新しいことに積極的にチャレンジしてもらいたいと期待しています。

組合としましても、既存事業の推進で新聞販売所の経営合理化等に引き続き努めていくことはもちろんですが、業界発展に向けて新たなチャレンジを続けていきます。

南日本新聞販売事業協同組合			
代表者	代表理事 蔵元泰正		
設立年月日	昭和55年3月21日	組合員数	142人
所在地	鹿児島市与次郎一丁目9番33号		
主な事業	業務用物資等の共同購入、新聞等刊行物の販路の維持開発 等		
電話	099-813-5045	F A X	099-813-5411

取材
後記

情報化社会が進展し、不確かな情報も飛び交う中、信頼ある情報を届け続ける新聞の重要性を再認識することができました。また、商品に対する誇りから、商売人としての生き様を強く感じ、新聞が世にあり続ける礎を見ることができました。

元気を出そう!

がんばれ
中小企業



“敬天愛人”を掲げ152年間。

継承し続ける歴史と文化

濱田酒造株式会社 代表取締役社長 濱田雄一郎 氏



代表取締役社長
はまだゆういちろう
濱田雄一郎 氏

濱田酒造株式会社は今年で創業152年を迎えました。2018年に創業150年を機に発売した本格芋焼酎「だいやめ～DAIYAME～」は、世界三大酒類コンペティションのひとつであるIWSC2019において、SHOCHU部門最高賞のトロフィー賞を受賞するなど国境を越えて高い評価を得ています。当会の常任理事を務められ、現状に満足せず常に向上心を持つ、5代目・代表取締役社長の濱田雄一郎氏にお話を伺いました。

■明治元年からのこだわり

いちき串木野市は、海・山・歴史・文化とどこを切り取っても語るべきものが存在する素晴らしい所です。その中には、明治維新を支えた串木野金山や薩摩藩士たちが英国留学に旅立った羽島など、薩摩の歴史を語る上での要所もあります。おいしい焼酎をお客様に届けるとともに、そうした地域の歴史・文化を継承していくこともまた、この地に育まれた弊社の使命だと考えています。

また、私たちには「本格焼酎を真の國酒へ、更には世界に冠たる酒へ」という長年の夢があります。本格焼酎には500年もの長い歴史があり、それは鹿児島のみならず「日本」を背負うにふさわしい文化性と普遍性を兼ね備えています。ウイスキーのように世界中で本格焼酎を酌み交わす風景が当たり前になることが焼酎屋としての私たちの願いです。それを実現するためにも、弊社は伝統の味を守る一方でおいしい焼酎を追究し続けています。



■ 従業員教育への取り組み

1991年に京セラ創業者の稲盛和夫氏との出会いで感銘を受けたことを機に、これまで綿々と受け継がれてきた考え方を体現しようと社是社訓を制定、濱田フィロソフィ手帳を作成し、浸透施策、アメーバ経営の実践展開に取り組んでいます。

濱田フィロソフィ手帳とは、京セラフィロソフィを参考にした仕事を行う上の心構えや考え方を全78項目にまとめた胸ポケットに入る程度の大きさの手帳のことです。正社員のみならずパートを含めた全従業員に配布し、考え方の共有を目的に作成しました。全従業員が社員証と共に常に携帯しており、毎朝の朝礼では、濱田フィロソフィ手帳に記載する項目に関連する自分の実体験を発表する時間を設けています。この手帳のおかげで従業員のベクトルを同一方向に向けることができています。

■ IWSC2019、SHOCHU 部門でトロフィー賞受賞

IWSC（インターナショナル・ワイン&スピリッツ・コンペティション）とは、世界三大酒類コンテスト（IWSC、ISC、SWSC）のひとつで、酒類の品質向上と市場拡大の寄与を目的に1969年創設されました。

2019年はSHOCHU部門に70銘柄を超えるエントリーがあり、各銘柄は名前を伏せた状態で品質と味を審査され、平均95点以上を獲得したものが金賞を受賞できます。

さらに、金賞の中で、最も評価が高いものに最高賞であるトロフィー賞が贈られ、弊社の「だいやめ～DAIYAME～」が受賞しました。フルーティー且つバラのようなフローラルな香りが絡み合った蒸留酒で、口の中でふわっとした繊細な香りが絶妙なバランスで広がる味わいと余韻が特徴です。



トロフィー賞を受賞した「だいやめ～DAIYAME～」



受賞式にて袴姿の取締役・濱田光太郎氏

■事業承継への取り組み

【事業承継の考え方】

事業承継とは、単に物質的に事業を引き継ぐということではなく、従業員の生活権を引き継ぎ、これまで事業を支えていただいた得意先、仕入先のお客様を引き継ぐことであり、明るく輝く持続的な未来を目指すことだと考えています。

このことは理屈や頭では当然わかっている、心の底から実感するまでには時間がかかります。しかし、この本質的な事業承継の課題について、承継する側、承継してもらう側の双方が意識しなければできないことだと思います。

経営は山あり谷ありで、刻々と事業環境は変化します。会社はゴーイングコンサーンなので、長期的な視点で見なければなりません。今回の新型コロナウイルスもそうですが、必ず環境の変化は起こります。その変化に対応できる経営者が必要です。経営者としての意思決定を行う上で重要になるのは、経営思想や経営哲学ですが、それを明文化したものが会社の経営理念であり、事業を支えてくださる社内外の関係性におけるコミュニケーションのベースにもなりますので、経営者にとって最も大切なことだと思っています。

その理念は、自分自身の中では明確であっても、表に出さなければ理解されません。思いを思いのままにしている、一番大事なものが承継されないのです。家業を継いでもらう意味は何なのか、事業の価値、存在意義を息子の目を見て語るができるのかどうか、それが事業承継に向き合うということであり、「自分が年を取ってきたから息子であるお前が後を継いでくれ」というのは虫の良すぎる話です。なぜなら事業を譲り受ける者の人生がかかっているからです。

息子であれ、社員であれ、第三者であれ、事業を譲る責任と覚悟を経営者が持つことができるか、それが事業承継のカギであり、必要な覚悟であると思います。同時に家業は家業として守りつつ、時流をしっかりと見極め、成長させることができる領域に進出していくプロセスを大切にしなければなりません。

時流はコントロールすることはできませんが、その流れに乗るための企業努力は可能です。そういった視点、思想を後継者と共有しておくことが大切だと思っています。

【事業承継のタイミング】

どの時点で事業承継を行うかが問題ですが、それに備える事業運営の基盤を作っておくことも必要だと思います。息子の場合は、大学卒業後、新卒で入社、当社の経営理念をしっかりと教え込み、経営プロセスを吸収してもらうことにしました。

同時に「特例事業承継税制の活用」、「事業承継者と、その代を支える次期幹部候補の人材育成」、「事業承継を意識した組織編成と財務力の強化」、「経営者としてどう経営するか、経営理念・哲学を次期経営者と共有（経営者意識の共有・共感）」など、事業承継後の次世代を意識した中長期的人材育成に取り組んでいます。



伝統的な伝兵衛蔵の甕仕込み



■時代の変化への対応

【業界全体を通してのマーケティングと商品力の研鑽】

本格焼酎の國酒たる実体化は、第一次焼酎ブームと呼ばれた1970年代からであり、2000年代の今ようやく日本全国津々浦々に拡大し現在に至りますが、文化としての本格焼酎が浸透しているとは言えないと思います。

しかしながら、クールジャパン政策に基づく國酒プロジェクトや本格焼酎議員連盟の発足など、国を挙げてのブランディング活動が活発化しています。

これを好機とし、地域に限定されたモノづくりに付加価値を見出し、小さな蔵から特大の蔵まで、それぞれがその特性を磨きに磨いて個性ある独特の存在感を発揮して、本格焼酎文化の多様性を生み出し、産学官一体となって国内はもとより世界市場でのマーケティング活動に取り組みねばならないと考えています。

鹿児島県では、2014年に「かごしま本格焼酎の産業振興と焼酎文化でおもてなし県民条例」を制定していただきました。本格焼酎は、裾野の広い、鹿児島の重要産業の一つです。鹿児島県酒造組合の会長職も拝命していますので、県民の皆様から愛され盛り立てて頂ける本格焼酎となるよう業界が一丸となって活動したいと思います。

【焼酎文化の体系的理論的な構築と価値創造、普及性の追求】

國酒「本格焼酎」を世界に発信していくために、鹿児島大学では、「焼酎・発酵学教育研究センター」にて、焼酎製造技術や歴史・文化など焼酎全般を学ぶコースが設置されており、学術的な研究開発が進んでいます。さらには社会人向け「かごしまルネッサンスアカデミー」で、焼酎製造業に関わる人はもちろん、酒類販売や飲食業等、焼酎を通じて鹿児島の魅力を発信する人材の育成に取り組み、多くの人材を輩出しています。

なお、国外に目を向けると、WSET (Wine and Spirits Education Trust) は、ロンドンに本部を置く世界最大のワイン教育機関ですが、国際的に認められている認定資格試験を実施しており、世界中から年間約72,000人がホテルや飲食店オーナー、ソムリエ、バイヤーなどを目指して受験しています。昨年夏、(2019年) この教育プログラムに本格焼酎が組み込まれ、本格焼酎のプロ育成が行われており、本格焼酎の機能性と文化性への理解・浸透が世界的にも進むと期待しています。

これらのパーツを如何に上手く組み合わせるかが重要となっていきます。

日本が世界に誇る本格焼酎の産地は「九州」であり、そのど真ん中（メッカ）の焼酎王国「鹿児島」の我々に求められている期待に弊社も応えていきたいです。

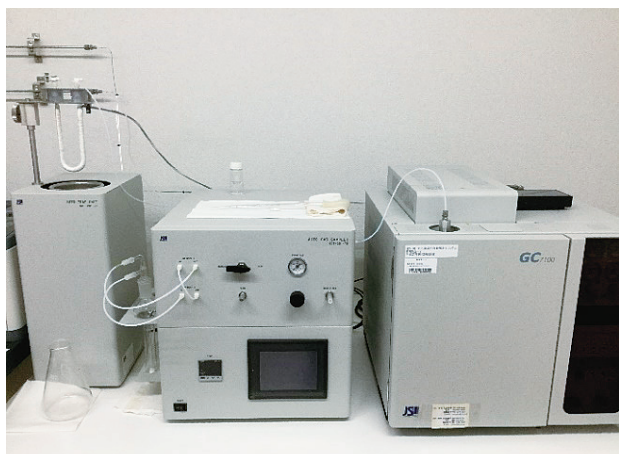


機械のみに頼らず、人の目で状態を確認する様子

■ものづくり補助金の活用

ものづくり補助金を初めて申請したのは平成25年でした。それから7年が過ぎ、これまでに6回の補助金交付を受けました。初年度の補助事業では、蒸留時に留出される焼酎のガス臭（未熟臭）成分量を把握する装置を導入することで、これまで職人の経験が頼りであった熟成期間をデータで把握できるようになり、品質向上に貢献しています。

また、ジン、RTD などスピリッツやリキュール商品の市場が拡大する中、当社も商品開発を進めていますが、さらなる酒質の向上と多様化が求められています。そのニーズに対応すべく、天然アロマ回収技術向上のために蒸留装置を導入しました。現在、地元の特産品であるサワーポメロを活用したスピリッツの製造を計画予定です。本格焼酎以外の分野でも製造技術を向上させることができ、世界と戦える準備が着々と進んでいます。



ガス臭成分量を把握する装置



蒸留装置

■新型コロナウイルスの影響

スーパーなどで販売する家庭向けの需要は伸びていますが、料飲店様などの業務用分野で大きな影響を被っています。かつてない大変な状況の中ですが、我々は、今回のコロナ禍で起こった消費者の価値観に対応していく必要があります。そのためには、生活文化とともにある本格焼酎のバックボーンやそれぞれの蔵元の歴史を深く伝える取り組みが重要だと思えます。114もの蔵元がある鹿児島では、その価値を需要に繋げることができるはずだと考えています。

なお、働き方も大きく変化しました。感染拡大防止策として、営業担当者を中心に早い段階からテレワークに移行、県外拠点でも在宅勤務を進めました。鹿児島本社も機能ごとに組織を分割し、テレワークを取り入れながら業務継続に取り組んでいます。

新商品として、弊社が製造しているアルコール製造設備を活用した高濃度アルコール商品を開発しました。消毒用エタノールの代替として手指消毒にもお使いいただける商品となっています。



■今後の業界について

コロナ禍の先行き不透明な不況感にひるむことなく、冷静に自社の状況を把握し、環境の激変に伴う市場構造の変化に対応して中長期的な視点での戦略的事業を推進していくことが重要だと思います。

特に財務基盤の強化は不況に備えるために必須であると考えています。また、コロナ禍でオンライン化、デジタル化が加速しましたが、これは地域の持つ特性を付加価値に転換できるチャンスに繋がり、鹿児島県の文化・歴史や特性そのものが資源だという視点で事業をとらえ情報発信することで、ブランディングが可能になり、地方創生にも繋げることができると思っています。厳しい経済環境が予想されますが、常識にとられない新しいゼロベースでの創意工夫で、ふるさと鹿児島を皆で元気にしていくべく、共に耐え、共に頑張りましょう。

濱田酒造株式会社

代表者 代表取締役社長 濱田雄一郎
設立年月日 創業：明治元年 法人改組：昭和26年
所在地 いちき串木野市湊町4丁目1番地
電話 0996(36)5771 F A X 0996(36)5772
U R L <https://www.hamadasyuzou.co.jp>
資本金額 3,000万円
従業員数 303名
業種 焼酎製造業
代表銘柄 だいやめ～DAIYAME～、海童



取材 後記

地域の歴史・文化を152年間継承し続け、次世代を見据えた人材育成は、まさに「人を育てる会社」の一環であると思います。また、新型コロナウイルスの影響により全国各地で不況が広がる中、逆風にひるむことなく活路を見出す社長の一言一言から、ものづくりとひとづくりへの強い熱意を感じました。すでに県内外で高い知名度を誇る「海童」も過去からの“伝承”によって今があることがよくわかりました。

家賃支援給付金について学ぶ（ハイブリッド型セミナー）

鹿児島県商店街振興組合連合会

7月14日（火）、鹿児島市の「国際交流センター」において、鹿児島県商店街振興組合連合会（河井達志理事長）が商店街活性化支援事業研究会を開催しました。

今回は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、オンラインセミナーの開催が可能なクラウドサービス「zoom」を活用し、ハイブリッド型で行われました。

研究会では、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするために創設された地代・家賃（賃料）の負担を軽減する制度「家賃支援給付金」について、中央会職員が講師となり、制度の概要や申請におけるポイント等について解説しました。

なお、研究会の内容は、当日の参加できなかった方向けに YouTube 配信も行い、広く周知しました。（<https://www.youtube.com/watch?v=6uu6-WRhk6A&feature=youtu.be>）

※ハイブリッド型セミナーとは、通常で開催と同様にセミナー会場を設け、実際にご来場いただいたの参加に加え、リアルタイムでの Web 視聴による参加を可能としたものです。



八代市・人吉市の被災地へ救援物資を提供

事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会

7月3日以降、熊本県をはじめとする九州を中心に日本各地で集中豪雨が発生しました。

このような中、事業協同組合薩摩川内市企業連携協議会は、今回の集中豪雨によって特に甚大な被害を受けた八代市や人吉市に対する救援物資を組合員から募り、7月11日に防災マット300枚、飲料水・食料など約2,500キロを提供しました。

被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、皆様の安全と被災地のいち早い復旧をお祈り申し上げます。





新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置（令和3年度）

事前に認定経営革新等支援機関等による確認が必要です

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和3年度において、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置が講じられることになりました。

中小企業者等が軽減措置を申告する際の手続き等については、事前に認定経営革新等支援機関等による確認を行っていただくこととなっております。

＜減免対象＞※いずれも市町村税

○事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）

○事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

本会も認定経営革新等支援機関となっておりますので、お気軽にご相談ください。

＜確認に関する相談先＞ 鹿児島県中小企業団体中央会 TEL：099-222-9258

解雇等された外国人の方への就労継続支援について

出入国在留管理庁

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生など外国人の方が、引き続き日本で仕事ができるよう、当面の間の特例措置として、最大1年間の「特定活動（就労可）」の在留資格を許可することとしています。

【対象者】

以下の方々に、転職・就職先と雇用契約（特定産業分野に限る）を結ばれた方

- 解雇等され、実習の継続が困難となった技能実習生
- 解雇等され、就労の継続が困難となった外国人労働者（在留資格「特定技能」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」等）
- 採用内容を取り消された留学生 など

【申請手続】

外国人の方の住居地を管轄する地方出入国在留管理局・出張所に、「特定活動（就労可）」への在留資格の変更許可を申請してください。

上記の対象となる方のうち、転職・就職先を見つけることが難しい場合は、国のサポートによる求人事業者とのマッチング支援を受けることができます。

お問い合わせは最寄りの地方出入国在留管理局・出張所まで

- 福岡出入国在留管理局 福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 TEL 092-717-5420
- 鹿児島出張所 鹿児島市浜町2番5-1号 鹿児島港湾合同庁舎3階 TEL 099-222-5658

テーマ

第70回 「組合員の脱退時期と賦課金納入の義務」について

通常総会の当日に脱退を申し出た組合員がいます。脱退時期は、どのように取扱えばよいのでしょうか。また、その組合員から今年度の賦課金が納入されないことが予想されますが、どのように対応したらよいのでしょうか。



はい！お答えします！

組合員の意思による自由脱退の場合、中小企業等組合法第18条（以下「中協法」）において「組合員は90日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。」とされています。

事業年度末を3月末とした場合、12月末までに脱退を予告する必要がありますので、今回のケースでは令和3年3月末に脱退することとなります。したがって、令和3年3月末までは組合員たる地位を失いませんので、他の組合員と同様に議決権の行使、経費を負担する等の権利・義務を有することになります。

また、賦課金が納入されなければ組合員としての義務を怠ることになりますので、定款の規定に従って除名や過怠金の徴収等の対象となり得ます。なお、脱退した組合員が組合員に対して未納賦課金やその他の債務を負っている場合には、中協法第22条の規定による持分の払戻停止によって対抗でき、また、民法第505条の規定によって払い戻すべき持分とその債務を相殺することもできます。



組合員たる資格の喪失や死亡・解散など、組合員の意思によらない法定脱退の場合は、取扱いが異なるので、注意してほしいぶ～

中小企業組合士試験問題にチャレンジ！



次に掲げた A から J は、「中小企業等協同組合法」「中小企業団体の組織に関する法律」「商店街振興組合法」の条文です。下線が引かれた箇所の内容について正しいものには○印を、誤っているものには×印を記入してください。

なお、条文は全文でないものがありますが、各問題文に記載の内容をもって判断してください。

A. 中小企業等協同組合法（企業組合）

第九条の十一 企業組合の総組合員の三分の二以上の数の組合員（特定組合員を除く。次項から第四項までにおいて同じ。）は、企業組合の行う事業に従事しなければならない。

B. 中小企業等協同組合法（出資）

第十条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五（信用協同組合にあつては、百分の十）を超えてはならない。ただし、次に掲げる組合員（信用協同組合の組合員を除く。）は、総会の議決に基づく組合の承諾を得た場合には、当該組合の出資総口数の百分の五十に相当する出資口数まで保有することができる。

C. 中小企業等協同組合法（経費の賦課）

第十二条 組合（企業組合を除く。）は、総会の議決により、組合員に経費を賦課することができる。

D. 中小企業等協同組合法（加入）

第十五条 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に应ずる金額の払込及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

E. 中小企業等協同組合法（時効）

第二十一条 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から五年間行わないときは、時効によつて消滅する。

F. 中小企業等協同組合法（役員）

第三十五条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

4 理事（企業組合の理事を除く。以下この項において同じ。）の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも二分の一は、組合員になろうとする者又は組合員になろうとする法人の役員でなければならない。

G. 中小企業等協同組合法（会計帳簿の作成等）

第四十一条 組合は、主務省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 組合は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

H. 中小企業等協同組合法（総会の招集）

第四十七条 臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、いつでも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

I. 中小企業団体の組織に関する法律（設立の登記）

第四十八条 組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第四十二条第一項の設立の認可（出資組合にあつては、前条第一項において準用する協同組合法第二十九条第一項から第三項までの規定による出資の払込み）があつた日から四週間以内にしなければならない。

J. 商店街振興組合法（議決権及び選挙権）

第二十一条 組合員は、各一個の議決権及び役員選挙権を有する。

5 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

令和2年6月 情報連絡員報告

令和2年6月期における鹿児島県内45組合（傘下組合員数4,160社）の景況は次のとおり。

【前月比】

「業界の景況」は4ポイント改善されたが、「売上高」、「収益状況」、「資金繰り」を含め、前月に引き続き低調に推移している。

新型コロナウイルス感染症による影響は、やや改善されているといったコメントがある一方、第2波、第3波を不安視する声は多かった。

今後、鹿児島市内の集団感染による地域経済への影響が懸念される。

【DI 値 前月比】

	前月	今月	比較結果
	令和2年5月	令和2年6月	
業界の景況	-34	-30	➡
売上高	-32	-31	➡
在庫数量	-10	-14	⬇
販売価格	-7	-6	➡
取引条件	-13	-12	➡
収益状況	-29	-27	➡
資金繰り	-23	-22	➡
設備操業度	-11	-12	⬇
雇用人員	-12	-8	➡

※比較結果(数値の範囲) ↑ = +10以上 ➡ = +5 ~ +9 ➡ = 0 ~ +4 ⬇ = -1 ~ -9 ↓ = -9以下

DI 値とは、前月又は前年同月に比べ「好転・増加」したとする回答数から「悪化・減少」したとする回答数を差し引いた値です。

【前年同月比】

「業界の景況」、「売上高」、「収益状況」の指標が18ポイント以上の大幅な悪化で推移した。多くの業種が危機的な局面を迎えており、予断を許さない状況が続いている。政府や地方公共団体の支援策も活用し、なんとか急場を凌いでいるようだ。

【DI 値 前年同月比】

	前年	今月	比較結果
	令和元年6月	令和2年6月	
業界の景況	-9	-30	↓
売上高	-13	-31	↓
在庫数量	-3	-14	↓
販売価格	-2	-6	⬇
取引条件	-2	-12	↓
収益状況	-9	-27	↓
資金繰り	-10	-22	↓
設備操業度	-5	-12	⬇
雇用人員	-8	-8	➡

製 造 業

食料品（味噌醤油製造業）

新型コロナウイルス感染症の影響は緊急事態宣言解除後も未だ収まらない。4、5月と比較し、経営状況にいくらか明るさが見え始めたものの、**学校給食を始め、業務用製品の回復にはまだまだ時間がかかる**と思われる。新型コロナウイルス感染症が1日も早く収束することを願うのみである。

食料品（酒類製造業）

新型コロナウイルス感染症の影響等により、**県外移出数量等が大きく減少**している。

(令和2年6月分データ) (単位:千%)

区 分	R1.6	R2.6	前年同月比	
製成数量	6,523.2	6,022.3	92.3%	
移出数量	県内課税	3,049.5	3,119.7	102.3%
	県外課税	4,334.3	4,325.9	99.8%
	県外未納税	2,470.6	1,565.1	63.3%
在庫数量	223,116.3	216,182.4	96.9%	

食料品（漬物製造業）

新型コロナウイルス感染症の影響により、**観光や外食等の需要が停滞**し、土産品、ホテル、飲食業関係への納品が減少している。

食料品（蒲鉾製造業）

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が全面解除となり、日本の経済が月半ば頃から戻りつつあるようだ。デパートの営業も完全ではないものの営業再開しており、少しずつ元の生活に近づいている。**売上は前年の約半分**で推移した。日配品はマイナス20%であったが、贈答・土産品はマイナス60%となり、特に土産品の売上が落ち込んだ。新型コロナウイルス感染症の1日も早い終息を望んでいる。

食料品（鯉節製造業）

本節製造業者を中心に**製造しても取引が芳しくなく、操業を短縮し、急場を凌いでいる状況**である。中には2ヶ月



近く操業していない事業者もあり、このままの状況が続くと最悪の状況が予想される。業況はかつてないほどに悪化している。

食料品（菓子製造業）

「父の日」や「和菓子の日」などがあったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、**大きなイベントはなく、あまり大きな売上には繋がらなかった。**

食料品（茶製造業）

共販実績で前年度売上対比82%、前年同月比98%となった。**数量は出荷しているが、単価が安い。**

大島繊維物製造業

新型コロナウイルス感染症の影響により、**景況は悪化した。**

本場大島繊維物製造業

新型コロナウイルス感染症の影響により、**問屋が取引を全面停止している。**仕入れがなく、予定していた販売会も出来ず、産地全体が厳しい状況である。

木材・木製品

第一四半期における製材製品並びに原木丸太の売上量、売上額は対前年同月比で大幅に減少した。**先の見えないコロナ禍の影響で末端需要の伸びは期待できず、**木材業界に限らず全産業が苦しく、厳しい経営を強いられると予測される。

木材・木製品

住宅着工は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、**受注の見通しが不透明で製材製品の荷動きの逼迫感はなく、需要の回復が見通せない状況にある。**スギ、ヒノキの丸太価格は全体的に前年同月比で価格が1割程度下落しており、梅雨に入り、丸太の品質が低下すること（虫害の発生）からも取引は低調である。製材各社とも製材品の生産在庫をある程度確保しているものの、住宅着工の見通しが立たない事から価格面で一段と厳しい状況である。プレカット業界においても例年と比べ、6月の受注は減少しており、今後の住宅新設着工の動向が注目される。

生コン製造業

6月度の総出荷量は84,761立米（対前年比91.0%、うち官公需は38,871立米（同比101.4%）、民需45,890立米（同比83.8%））で**官公需が増加、民需は減少**となった。増加した地域は6地域（増加率の大きい順に宮之城534.6%、屋久島230.0%、川薩180.1%）で、残り10地域は減少（減少率の大きい順に甑島8.2%、串木野23.2%、南隅26.9%）となった。なお、鹿児島地域は対前年比で官公需89.7%、民需70.9%の合計76.6%となっている。

コンクリート製品製造業

6月度の合計出荷量は、5,405トンの前年同月比93.2%となった。出荷実績は、始良・伊佐地区、大隈地区、奄美地区は前年同月比を上回り、その他の地区は下回る結果（南薩地区、川薩地区は前年同月比50%以下）となった。しかしながら、**6月度の受注は5月度と同じく増加しており、今後の出荷増に期待したい。**

鉄鋼・金属（機械金属工業）

見積りが急激に減少し、受注価格も下降気味。これから新型コロナウイルス感染症の影響が大きく出つつある。今後のリスクに備え、組合間はもちろんのこと、他業種とも情報交換を行い、地方から国内需要の下支えをしていく。

印刷業

新型コロナウイルス感染症拡大により本業界にも影響が及んでいる。そのような中、**持続化給付金の要件を満たさない事業者においては、各市町村の支援金の活用を促しているところである。**なお、市町村によっては、当初、本業種は対象外であったが、支援業種に追加するよう要望したところ、本業界を含む全業種へと拡大することとなった市町村もあるなど、団体に要望したことにより一定の成果を得ることができた。

非製造業

水産物卸売業

前年同月比で数量が85.7%、販売金額が90.0%、販売単価が104.9%で推移した。恐らく新型コロナウイルス感染症の影響と思われる。**全国的に小売における水産物の売上は伸長したようであるが、**全ての業界において、食料事情の見直しの必要性を感じた。世界規模の人口増加、食料需給、生産のバランス等を見つめ直す機会かもしれない。

燃料小売業（LPガス協会）

7月積み中東産の液化石油ガスはプロパンが360ドル（前月比+10ドル）、石油化学原料のブタンは340ドル（前月比+10ドル）と前月より若干上昇。原油市況は続騰する中、LPガスは不需求期と新型コロナウイルス感染拡大の影響で振るわず。中国、インドも在庫水準は高く、輸入は減少する一方の展開。サウジアラムコは、原油減産に伴ってLPガス供給量も削減したため、需給

は均衡を保ち、市況は堅調に推移した。**県内では新型コロナウイルス感染症の影響でホテル、飲食店の需要が減少。また、イベントの自粛で質量販売が減少する等の影響が出ている。**

中古自動車販売業

6月の新車販売は前年同月比22.9%減となり、減少率は前月比で22%縮小した。緊急事態宣言の解除を受け、持ち直しの傾向が見られる。**生産も、徐々に改善されているが、厳しい状況に変わりはない。**新型コロナウイルス感染症の早期の終息を願うばかりだ。

青果小売業

売上は前年同月比で111.3%であった。前年度より稼働日が1日多かったことや、**自宅食が定着し量販店の売上が好調なことが起因して、売上高が増加した。**ジャガイモ・人参の価格が上昇している。

農業機械小売業

農業従事者の高齢化と農産物価格の下落により、需要が低下している。

石油販売業

世界経済の復旧により、ドバイ原油価格は一ヶ月で2割上昇した。その為、国内の元売仕切り価格も上昇基調にあり、小売価格への転嫁を余儀なくされた。新型コロナウイルス感染拡大予防策「緊急事態宣言」は解除されたものの、売上の戻りは道半ばで厳しい状況下にある。

鮮魚小売業

新型コロナウイルス感染症による自粛が解除され、少しずつ客足が戻りつつあるが、梅雨の為に入荷状況は少なく、売上も未だ苦しい状況が続いている。

運動具小売業

前月と比較して6月は回復の兆しが見えてきた。しかし、未だに個人の購買は低迷している。

商店街（始良市）

新型コロナウイルス感染症も落ち着き、街に人通りが増え、定額給付金の効果により売上が戻ってきている。しかしながら、第2波発生の不安を感じている小売店も多い。

商店街（鹿屋市）

新型コロナウイルス感染症の不安は未だ拭えず、地元経済への影響に危機感を抱いている。

サービス業（旅館業 / 県内）

新型コロナウイルス感染症の影響は甚大である。県民向けの宿泊推進事業が進められているものの、夏休みの縮小、秋までの台風シーズン等、感染症のみならず様々な対策を組合が団結して実施している。

測量設計業

今のところ、業界の動きについては、特に大きな変化は感じられない。

旅行業

新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く、業界は絶望的な状況が続いている。鹿児島県の観光業支援事業第1弾が開始されたものの、消費者と宿泊施設が直接やり取りをすることから、旅行業界には恩恵がない。第2弾で要件が緩和されたものの、新型コロナウイルス感染拡大の脅威で、予断を許さない状況が続いている。教育旅行（修学旅行）も日程が二転三転し、予約手配の作業ばかりで実施できるかわからない。政府による日本人国内旅行の需要喚起事業が開始されるが、新型コロナウイルス感染症第2波を警戒し、今後の動向を注視する必要がある。

建築設計監理業

建設経済研究所の「建設投資の見通し（5月）」によると、今年度は、リフォーム・リニューアル投資で微増が見込まれるものの、民間住宅投資、民間非住宅投資ともに前年度に引き続き減少する見通しである。新型コロナウイルス感染症の影響もあって、引き続き厳しい状況が懸念される。一方で、公共団体等による庁舎等の大型プロジェクトが予定されていることには、期待したいところだ。

自動車分解整備・車体整備業

全体的に閑散としているが、4~5月と比較すると僅かながら持ち直してきたようである。一方で、新型コロナウイルス感染症への不安感と雨の影響により、業務が円滑に進まない時がある。

電気工事業

民間工事は新型コロナウイルス感染症の影響により、営業活動が出来ず、新規物件が減少し、見積り依頼も減少している。一方で、官庁工事は例年と変わらず、発注されている。

造園工事業

本年6月は公共工事（道路草刈、公園低木選定、街路樹剪定・高木剪定等）に取り掛かり、全体的に多忙であった。ただし、売上金額に伴う利益は、人件費の上昇もあり、例年通りに推移している。新型コロナウイルス感染症について、造園業は外部作業であることから、業務に関しては大きな影響はない。しかし、周りで感染者が出てしまうと、人の手配が出来ずに業務が出来なくなる。作業中止を避けるため、感染に注意するように各社指導しているようだ。

管工事業

梅雨を迎え、工事が予定通りに進まない現場が散見された。今後、公共工事については発注量が堅調に推移するものと予想されるが、民間工事については弱含みで推移するものと予想される。

建設業（鹿児島市）

近年、国において「働き方改革」が進められており、昨年4月には改正労働基準法など、働き方改革関連法が施行された。建設業界においても、長時間労働の是正や週休二日制の導入に向けた取り組みが進められつつあり、担い手の確保・育成を図るという観点からも、今後、更にこれらの取組みを着実に推進していく必要がある。

建設業（南さつま市）

南薩地区（南さつま市、南九州市、枕崎市）の公共工事は、前年同月比で2倍以上の発注があったが、4~6月間で比較すると若干多い程度であった。建設業に関しては新型コロナウイルス感染症の影響はさほどなく、講習会等も対策を取りながら徐々に実施されている。

建設業（曾於市）

新型コロナウイルス感染症と雨天により苦戦している。

貨物自動車運送業

県下165運送事業者の燃料購買動向は、前月と比較して99.42%に減少、前年同月と比較して93.31%に減少した。

運輸業（個人タクシー）

国の持続給付金等の給付を受け、一息つけるものの、6月度の売上は対前年同月比約50%で推移している。未だ不安を感じる中、毎日の営業を続けている。

運輸・倉庫業

4、5月で落ち込んでいた雑貨等の荷物が戻りつつあるが、物量自体は例年より少なめで推移した。燃料価格は若干の上昇傾向である。

令和2年7月 鹿児島県内企業倒産概況

(負債額1,000万円以上・法的整理のみ)

(株)帝国データバンク 鹿児島支店

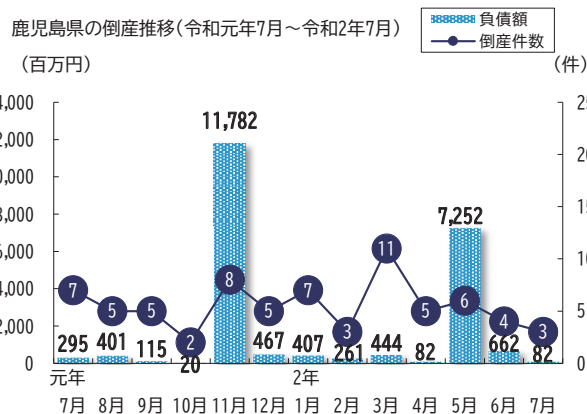
件数3件 負債総額8,200万円

〔件数〕 前年同月比4件減 〔負債総額〕 前年同月比72.2%減

ポイント

～件数、負債総額ともに2カ月連続で前月、前年同月ともに減少した～

- ◆鹿児島県の7月の倒産件数は3件で、前月比1件減、前年同月比4件減だった。負債総額も前月、前年同月と比べ減少しており、1億円以下の低水準だった。
- ◆主因別は全て「販売不振」、態様別は全て「破産」だった。
- ◆業種別、地域別、業歴別での偏りはなかった。



【今後の見通し】

鹿児島県の7月の倒産件数は3件で、前月、前年同月比ともに減少し低い水準となった。負債総額も前月、前年同月比とも減少し、1億円以下と少なかった。なお、新型コロナウイルス関連倒産の発生はなかった。

帝国データバンクが毎月行っている「TDB 景気動向調査」によると、鹿児島県の7月の景気DIは32.2で前月より1.5ポイント改善した。3カ月連続の改善で、その他を除く9業界中、5業界が改善となった。しかし、前年同月と比べ12.9ポイント低く、2020年3月以降は前年同月比で10ポイント以上の悪化が続いているなど、全体として新型コロナウイルス感染拡大の影響は続いており、7月前半の豪雨災害の影響も一部ではあるようで、先行きを不安視している声は多い。

2020年7月31日に(株)九州経済研究所が発表した「県内景況」によると、「全体として極めて弱まっている」との判断を継続した。生産活動では、スマホ

や5Gなど電子部品関連は堅調だが、5月の焼酎出荷量、4月のかつお節生産、6月の生コン生産が前年を下回った。畜産関連は、6月の肉用牛(和牛)相場が前年を下回った。消費関連は、6月の乗用車新車販売台数、軽自動車販売台数ともに前年を下回り、観光関連も6月の主要ホテル・旅館宿泊客数は全ての地区からの入り込みが少なく14カ月連続で前年を下回った。

政府の資金繰り支援策の効果により7月は倒産件数、負債総額が減少し、ともに低水準となった。しかし、7月以降鹿児島県内でもショーパブや高齢者施設でクラスターが発生するなど新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、それに伴い人の動きは再度鈍くなっている。今後も感染者数拡大に歯止めがかからず感染収束まで長期化するようであれば、秋口以降で資金不足に陥る企業が急増する懸念も強く、倒産が増加する可能性は十分あることから動向を注視していく必要がある。

令和2年7月 主な企業倒産状況(法的整理のみ)

企業名	業種	負債総額(百万円)	資本金(千円)	所在地	態様
(有) K	自動車販売	52	5,000	南薩地区	破産
(株) P	建築工事	10	100	鹿児島市	破産
(株) R	整骨院	20	1,000	霧島・始良地区	破産

※主因別では、「販売不振」3件

第60回 中小企業団体九州大会

- 日 時
令和2年9月10日（木）16：00～17：00
- 場 所
大分市
「ホテル日航大分オアシスタワー」
- 大会テーマ
「新たな時代への挑戦」
～連携組織で未来を拓く～

第72回 中小企業団体全国大会

- 日 時
令和2年10月22日（木）13：30～15：00
- 場 所
茨城県水戸市
「ザ・ヒロサワ・シティ会館」
- 大会テーマ
つながる ひろげる 連携の架け橋
～スクラム強く 団結前進～

本年度の九州大会および全国大会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、内容を大幅に変更し、規模を縮小して開催します。
そのため、今年は、会員の皆様方へのご案内は致しませんので、予めご了承ください。

P.58 組合のスペシャリストを目指そう！～中小企業組合士試験問題にチャレンジ～

解答

A：×（二分の一以上） B：×（三十五） C：×（定款の定めるところ） D：○
E：×（二年間） F：×（三分の二） G：○ H：○ I：×（二週間以内） J：○

表紙・本文中で登場する
ぐりぶー&さくらとその子供達は
鹿児島県のPRキャラクターです♪
©鹿児島県ぐりぶー・さくら#811



中小企業かごしま

（令和2年度 活性化情報第2号）

発行人：鹿児島県中小企業団体中央会
会長 小正芳史

〒892-0821

鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階

TEL：099-222-9258

FAX：099-225-2904

HP：https://www.satsuma.or.jp/

印刷所：斯文堂株式会社

写真協力：南大隅町



今月の表紙

全国一斉悪疫退散祈願 Cheer up!花火プロジェクト(南大隅町)

全国の花火業者が結束し、1日でも早い新型コロナウイルスの収束を願い「Cheer up!花火プロジェクト」を立ち上げ、1人でも多くの方が空を見上げて前向きな気持ちになれるよう日本各地で一斉に花火を打ち上げました。写真は、6月1日に根占港より「3密」を避けるために告知なしのサプライズで打ち上げられた花火です。花火業者の皆様の思いが込められた花火が、たくさんの笑顔を咲かせました。